

平成24年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月6日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
坂 部 敏 夫 君	6
小 林 正 明 君	16
黒 澤 兵 司 君	24
襟 川 仁 志 君	32
○次会日程の報告	41
○散会の宣告	41
散 会 (午前11時48分)	41
第2日 12月7日(金曜日)	
○議事日程	43
○出席議員	43
○欠席議員	43
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	43
○職務のため出席した者の職氏名	44
開 議 (午前 9時00分)	45
○開議の宣告	45

○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○次会日程の報告	70
○散会の宣告	70
散 会 （午前11時04分）	70

第8日 12月13日（木曜日）

○議事日程	71
○出席議員	71
○欠席議員	71
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71
○職務のため出席した者の職氏名	72
開 議 （午前 9時00分）	73
○開議の宣告	73
○議員派遣の件	73
○閉会中の継続調査の申し出	73
○日程の追加	73
○発議第5号、発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○町長挨拶	77
○閉会の宣告	78
閉 会 （午前 9時23分）	79

平成24年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年11月30日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成24年12月6日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	福 田	正 司	君
7 番	小 林	正 明	君	8 番	柿 沼	英 己	君
9 番	富 岡	芳 男	君	1 0 番	黒 澤	兵 司	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	細 田	芳 雄	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成24年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年12月6日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
経済課長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	宗川正樹君

教育委員会
教務局長

高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長
書記
書記

荒井和男
小林良子
大谷英希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項1件、条例の改正1件、補正予算3件、その他1件であります。陳情については、お手元に配付のとおり、地域建設業者の健全経営に係る要望書及び安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書並びに介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書の合計3件が提出されておりますので、ご報告いたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、3件の派遣を行いました。

続いて、議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり、1件の派遣を行いますので、ご報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成24年度7月分、8月分、9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

9番 富岡芳男君

10番 黒澤兵司君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（細田芳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの8日間といたしたいと思っております。これ

にご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から13日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（細田芳雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、3番、坂部敏夫君の登壇を許可いたします。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） おはようございます。議席番号3番、許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。なお、事前通告で1項目から6項目まで報告してありますが、この通告の順番がちょっと変更になることをお許しください。

最初に、通告の6番目、管理委託の契約に対しての質問をさせていただきます。既に執行部のほうへは提出してあるのですが、物件リスト、千代田町東部運動公園緑地年間管理委託、2番、なかさと公園の年間管理委託、町道1-244号線等の街路樹年間の管理委託、千代田町立東保育園緑地管理業務委託、千代田町立西保育園緑地管理業務委託、上宿公園年間管理委託、瀬戸井農道景観等年間管理委託、町道2-208、3-177号線街路樹年間管理委託、町道3-325号線街路樹年間管理委託、10番、町道の1-331号線街路樹年間管理委託、こういう物件について、今年の競争において昨年度の落札業者が指名されていないようにお見受けいたします。この町の恒例といえますか、慣例といえますか、傾向を見てみますと、大体過年度の落札業者は当年度も指名されているような傾向があったかとお見受けいたします。なぜ過年度の落札業者が、今年はこの案件に対して指名から外れているのか、それをお伺いいたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

平成24年度における今回ご指摘の10事業につきましては、2業者が指名から外されております。外れた理由ということではありますが、今回の管理委託事業につきましては、4月に入って早々ということもありましたので、株式会社森緑造園土木につきましては、私の4年間のまちづくりを否定し、考え方も異なり、町長選立候補者の企業は町長として信頼するに疑問を生じたことから、見積もりから除外させていただきました。

しかし、これはあくまでも業務委託にかかわる見積もりでありましたので、そういった対応をいたしました。その後の工事にかかる入札につきましては、公平に指名をしておりますし、随意契約につきましても発注をしております。逆に、8月に行いました入札では、指名したにもかかわらず、森緑造園土木からは指名辞退届が提出されております。指名辞退はこの1回だけでありましたが、お互いに町を二分した戦いでありましたので、若干のわだかまりは残っているかなと感じております。

いずれにいたしましても、入札や随契による工事は平等に機会を与えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございます。

通告の中には、契約先の金額、この辺をお伺いすることになっていたのですが、時間の都合もありますので、今の町長の回答でよしとしまして、次の質問に入りたいと思っております。

通告順の1番、副町長関連の質問です。副町長が今年から設定されましたが、ポジションガイド、すなわち副町長は何を業務としているか。日々、1週間あるいは月間の業務を問うものであります。町長職務の負荷の軽減だけでは困ります。副町長が設定されたことによって、如実な町に対する成果、具体的にはどのようなものがあるか、これをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

副町長の業務についてのご質問であります。地方自治法第167条には、町長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督することにあります。具体的には、町長との協議、各課の事務や業務にかかる課長との協議及び指導、審査会やプロジェクト会議等のまとめ役、書類の決裁、町の事務等に係る総括であります。

副町長が就任しましたのが今年の6月11日でありました。以来、私の補佐役、そして職員の相談役、指南役として活躍していただいております。

日々、週間、月間の業務につきましては、就任しました6月11日がちょうど6月議会定例会の開催中でありましたので、委員会や本会議に出席しております。その後、西邑楽三町にかかる震災瓦れき受け入れにかかる住民説明会ということで、大泉町や邑楽町で開催されました住民説明会に出席していただきました。このほか課長会議や入札審査会、土地利用委員会、工業団地誘致検討プロジェクト会議、庁内情報ネットワーク再構築検討プロジェクト会議、通学バス導入検討プロジェクト会議など、この12月上旬までで会議や大会、そして催し物など、私の代理出席が20回にも及びます。また、副町長として会議の座長になったり、各種検討委員会や説明会に出席した回数は84回ほどあります。このほか、私と一緒に町の政策にかかる協議を行ったり、各課の業務にかかる相談や指導、書類の決裁、町の事務全般にかかわる総括的な監督事務等を行っております。

次も続けて。私は、自分が樂をしようということで副町長を任命したわけではありません。副町長が、町職員として蓄積した知識や能力、更に行政運営を行う上での豊かな経験等を利用し発揮していただくよう、お手伝いをお願いしているわけであります。

如実な成果を聞きたいということではありますが、副町長が就任してまだ6カ月であります。努力はしておりますが、それがイコール成果に結びつくということは難しいと考えます。

しかし、去る7月6日には、副町長が就任したということで、私と一緒に熊谷市長を表敬訪問いたしました。このとき、一日も早い利根川新橋の実現のために、今まで埼玉県側の利根川新橋建設促進期成同盟会の埼玉県要望については、県知事ではなく、県土整備部長への要望であったことから、今回は熊谷市長と私とで直接上田知事に陳情しようとして提案したところ、快く引き受けていただき、9月4日に県知事とお会いし、新橋建設を熱く要望してまいりました。

今回埼玉県知事との話し合いが実現できたのも、副町長の助言や協力のたまものであり、一足飛びに何でも解決というわけにはいきませんが、少しずつの積み重ねがやがて大きな成果をもたらすものと確信しておりますので、長い目で見守っていただければありがたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございます。

地方自治法にのっとった対応ということで、まさに教科書どおりということなのですね。ですが、今伺うに、町長の代理出席が20回、その他会議への出席が80回、トータルすると100回の代理出席なり同伴出席があるわけですけれども、これだけの町長負荷の軽減がされれば、今度は、町長ご本人がおっしゃっていたトップセールス、これはもう少し時間的余裕を持って見てもらいたいということではなくて、もう既に幾ばくかの成果が出ていなくてはいけないと思うのです。

それで、議会広報誌「大河」119号、ページ3、ここに書いてありますが、要望活動で財源を増やすということと言明しています。これについて具体的な数字的な回答、これを頂戴したいと思います。9月定例会で回答したもう一つ、永田町の偉い人と何回会ったか、その辺もちょっと伺いたと思います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

平成20年の秋、東京、霞が関に要望活動を行いました。これは、私の公約にしておりました利根川新橋の早期実現という要望でありました。これまでちょっと断ち切れになっていたもので、ぜひともこれは新橋を通さなければならないという意気込みでお願いに参りました。

元内閣副官房長官、この方が、私がお願いに行ったところ、関東建設弘済会という国土交通省のトップの人のところに電話をつないでいただきまして、それで私が、千代田町長の大谷さんが伺いますからよろしくお願いしますということで、直接日本ビルに行きました。そして、その人は、できる限

りのことはしたいという、そういうお話をしていただきました。それから幾らもたたないうちに、上毛新聞に、平成21年1月20日に、県土整備地域プランの素案として10年以内に事業化をするということが決まりました。これは私は大変うれしく思いました。それから、新橋の会というのが19年から出てやっておりましたので、その人たちとも合流して、ともに協力し合って、10年以内に利根川新橋をつくらうということでやってきたわけであります。

それからもう一つは、平成21年に国交省のかわまちづくりの支援制度ということで、これも要望活動に行ってきたのですけれども、そのときに赤岩渡船場ゾーン、水辺運動広場ゾーン、レガッタ発着所遊歩道など、利根大堰ゾーンの草花も植えるということを上毛新聞に大きく取り上げられました。これは、事業仕分けということで、民主党が政権をとったときに外されてしまいました。

これは、どうして外されたのかわからなかったもので、当然今度の地元の、名前挙げていいのでしょうか、柿沼正明さんですか、その方をお願いに行ったところ、様子がそのときにわからないということで、とにかくお願いいたしますということで、そのほかいろんなお話が、雑談みたいなことも含めてですけれども、お願いに行ったのですけれども、全然これが答えが返ってこなくて、それで5人の首長が呼ばれて、柿沼さんのところに1年に何回か行く機会がありましたから、そういう中でお話ししたけれど、なかなかちゃんとした報告がありませんでした。

それで、私のほうから上野公成さんという方をお願いして、何とかこれを、いい方法はありますかと言ったら、私の側近だった人が今室長にまで上り上がっているのです、電話してあげますということで、国土交通省の室長にお会いに行きました。そうしたら、事業仕分けということで、これは全然、それでもう何もできませんということで、これは大変がっかりしたのですけれども、これが私の今までの要望活動の中であれだったのですけれども、それ以外にもいろんな要望をしているのですけれども、政権がかわった後、要望しても、本当にいい答えが返ってこなかったというのが今までの実態であります。

それから、そのほかに私がどういうことをして町が活性できたということ、手前みそでありますがお話しいたします。平成21年中学校体育館の耐震補強及び大規模工事、この工事が1億4,141万4,000円かかりましたけれども、たった約500万円ぐらいの町の持ち出しで済みました。これは、総括審議官という方がおりまして、総務省の大臣官房なのですけれども、これも親戚だから名前を上げていいと思うのですけれども、前副官房長官の石原信雄さんのところをお願いに行ったら、こういうお話を届けてくれまして、それで、そのほか清水市長とも懇意にさせてもらっているのです、こういうことは早くやったほうがいいということで、こういうお金が出ました。これは、政権与党は自民党のときなのですけれども。

それから、技術家庭の耐震、これも続けてやって、2,562万かかりましたけれども、実質町負担は約20万円です。中学校武道館の改築工事、これは全面改修ではなくて、ちゃんと建てかえしなければだめだということで、1億3,875万3,000円の町実質負担は約6,400万円です。

平成22年に東小学校の耐震補強及び大規模工事、この工事も1億2,904万5,000円、町の実質負担は約300万です。西小体育館の耐震補強大規模改修工事、これも1億4,647万5,000円ですけれども、実質の町負担は450万円です。約ですけれども、これは全てが。

小学校パソコン室のパソコン機器、これも早くのうちにお問い合わせしたので、パソコン123台、2,863万1,400円、これが実質町負担が約100万円です。幼稚園、小中学校の地上デジタルテレビの設置、これも45台ですけれども、1,022万7,027円、町負担が約500万。

それから、幼稚園、小学校のエアコンの配置。これは、去年はどこでも暑くなってしまって、大変な状態でどんどん、つくるエアコンが足りなくなるような騒ぎだったのですけれども、これも早くのうちに関心が入りまして、一気に交付金が出るようにということで進めました。国の補正予算の活用を行い、平成23年繰り越して、5月末にエアコンの設置をやりました。普通教室でエアコン設置合計は約7,343万7,000円、実質町負担が約400万円です。

これもいろんな、市長なんかとも交流を深めておりますので、早くやったらばうまくいくということで、これは私の方が相談して早く進めたわけで、このように、これもトップセールスだというふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今、回答をいただきましたことは、私の質問の趣旨を全然ご理解いただいていると思います。平成20年、平成21年、22年、23年のとうとうとした事業をおっしゃられても、私の質問に合っていないのです。

要は副町長を設定したことによって、20回の町長の代理出席、町長が会議に出席すべきところを代理で出てもらった。それで、80回のいろんな会議、これは同伴して出ていった。そういうことからして、当然副町長を設置したことによって、かなり大きなトップセールスをやってくださっていると思ったのです。ところが、とうとうと、約10分近く使って過去の話、昔の話をしていただけなのです。それは、改選前のすばらしい大谷町長と有力な役場の執行部の課長さん方あるいは事務局の方たちがやった仕事の羅列に過ぎないではないですか。

副町長を置いたことによって、これだけ変わったのですよ、これだけ大きなトップセールスができたのです、国に対してはこんな働きかけをしております、助成金、交付金もこれだけの金額を確保しました、そういう回答をいただきましたかったです。ただ、その前段で、数値的なものはちょっと報告できないけれども、時間的余裕を持って見てほしいとおっしゃられたので、数字は追及するものではないと思っていましたけれども、町長は質問の趣旨を全然理解していない。そんなことなのです。

ということは、副町長を置いて何ら前と変わりがない。まるっきりかわりに挨拶してもらった、何かの催し物があったときに、閉会の辞なんていうことで終わってしまっているのです、副町長は。そういうことでは、4年間で給与、諸経費、ボーナス、全部合わせて副町長経費5,000万も投資する

意味がないではないですか。

一番最初に副町長のことについて諮問いただいたときに、5,000万の投下資本するならば、その10倍だか100倍だかわからないけれども、そういう効果があるのでしょうかという質問をしました。ところが、設置して半年間、全然そういう活動状況も報告されない、数字はもちろんですが。それと、町長自身の活動報告も全然見えない状態です。もう一度平成24年度の効果、トップセールスの内容、社交辞令だとかあれば結構です。箇条書きで、項目でとうとうとおっしゃってください。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） トップセールスは積極的に進めたいと考えております。しかしながら、トップセールスをしたから必ず結果がついてくるということではありません。それには、タイミングや人と人の出会い、いろいろな条件などが絡み合い、うまく合致したときに結果が生まれてくると思います。

たとえばジョイフル本田のケースでは、土地の立地条件や奨励金制度の導入がありましたが、本田会長と私との出会いにより、わずか2カ月半で基本合意が成立し、協議スタートからわずか1年半でジョイフル本田千代田店がオープンいたしました。これは本田会長のまちづくりへの理解と協力がなければ実現できない重大な決断でありました。このようなことから、今後ジョイフル西の商業用地への商業施設誘致並びに利根川新橋の一日も早い建設実現のため、身を粉にして働きたいと思っております。

それから、要望活動を当然、副町長がおりますので、いろいろなところに伺っているのですが、こういう景気の悪さで、なかなかいい返事がもらえないというのが実情なのです。この間までも群馬県で約670億円のお金が、出すのが停滞しているというようなことも、新聞やいろいろで聞いたと思うのですが、千代田町では財政があれだから、あれだけれども、お金が本当に足りないところの地区は、みんな銀行から借金してやっているのです。そのような中であつたので、今ご承知のとおり本当に景気が悪いので、なかなか思うように進まないというのが本当の今の姿です。

でも、一生懸命働きまして、せつかく副町長がおりますので、私もこれからももっともとうまくいろんな、町が活性化できるような方向性を見つけて頑張っていきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 繰り返しますが、20回の町長の代理出席があつて、80回のいろんな手が抜けるような、そういう援助をしてもらって、できないことの言いわけ、できなかったことの言いわけ、ジョイフル本田がまた得意な話で出てきましたけれども、それも過去の話なのです。平成24年度に入

ってどれだけの活動をしたか、どういう方向で進んでいるのか、それを聞いたかった。これ以上質問することはもう時間の無駄です。ですから、この1番についてはこれで打ち切ります。

2番目、こういう定例会あるいは常任委員会、そういうところで、検討します、前向きに頑張ります、こういうことで回答をいただいたことがたくさんございます。12月の定例会までには何とか返事が出せるようにします、12月までにはよく現場を見ておきます、それで前向きに頑張りますとおっしゃったこと、これについては、どのくらい受けとめているか。これも時間の制約がありますので、社交辞令、言いわけは結構です。何をいつまでに、どのように改革するのかあるいは改正するのか、その辺を要領よくお示しただければと思います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

検討しますという回答になっている案件についてのご質問ですが、多分9月議会において坂部議員から寄せられた意見、要望への回答であろうと思います。

まず、1つ目は、「広報ちよだ」の印刷について入札を行ってほしいという要望であると思います。これにつきましては、広報作成に当たって、作成者と印刷会社というのは、その技術はもとより、金額、そして信頼関係が重要であり、本来これは入札という手段は好ましくないと判断いたしますが、入札を拒否する理由もありませんので、平成25年度に入る前に入札を行いたいと思います。ただし、印刷という性格上、毎年の入札は行わず、数年に1度の入札といたしたいと思います。

次に、電算経費の節減と電算の広域化の調査を進めてほしいという要望であります。電算関係の経費節減については、現在使用している住民基本台帳や町税の基幹型電算処理につきましては、平成27年度で機器の入れかえが生じますが、その時点までに経費節減策を検討し、電算会社と協議したいと考えております。

また、情報ネットワーク関係につきましては、現在、株式会社ジーシーシー、株式会社エス・オー・エー・ソリューションズ、株式会社両毛システムズの3社を対象に、プロポーザル方式による審査を行っているところであります。

電算の広域化の調査につきましては、吾妻広域で検討を行うという話であります。これは「クラウド」という昔のオンライン方式で、電算会社のサーバーを共有し、更に各町村で異なるシステムを統一しないと実現できないものであります。よって、システムの統一となると、合併する場合と同じ作業を行い、基本的なシステムを統一して利用しなければならないという問題が生じます。簡単に言うと、固定資産の土地の評価も関係町村で調整しないと実現しないということですが、それらも含め、十分検討を行いたいと思います。

次に、防犯灯や防災無線の運用に当たり、その照度や音の大きさの基準を示してほしいという要望であります。特に音の大きさにつきましては、その家の立地条件、住宅密集地か家が少ししかない

地域かによって異なると思います。また、放送の音が大きいと感じるか、小さいと感じるかの個人差もあろうかと思っています。いずれにしても、そういう基準化については考えておりません。

次に、監査委員の行っている監査事務についてであります。現在においても決算監査以外にも事務事業にかかわる監査も行っておりますので、特別に行政監査を行う予定はありません。

次に、苦情や悩み、提案、要望などをどう解決するか、役場の相談室の壁や広報を利用し、どう解決するかを住民に示してほしいという要望であります。町では既に住民の皆様を対象に、民生児童委員による心配事相談が総合福祉センターにおいて偶数月に、弁護士による法律相談が役場で奇数月に、人権擁護委員と行政相談員による合同相談が役場で毎月行われております。また、各地においては、民生児童委員の皆様が各家庭の相談に対応していただいております。更に、地域としての相談につきましても、区長の皆様から地域の声を役場に届けていただいております。一方、「広報ちよだ」では、毎年5月に「町への手紙」を差し込み、住民の皆様から直接ご意見をいただいております。町ホームページにもメールでご意見をいただく方法をとっておりますので、十分住民の意見を受け取っているものと考えております。

次に、赤岩郵便局から東へ続く道路が傷んでいるので、整備してほしいという要望であります。既に舗装面の破損が激しい一部の路面においては、補修が済んでおります。全面的な舗装の打ちかえにつきましても、既に区長さんに回答しましたとおり、平成28年度から30年の3年間で財源が見込める範囲内で実施したいと考えております。

最後に、町営住宅のトイレの改修についての要望であります。9月議会において建設水道課長が回答したとおりであり、計画に合わせ検討したいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。半分ぐらい回答をいただきました。

私が考えているのは、固定資産税の不納欠損対策、こういうところはどうなのか、図書館の休館日を検討する件、議会で話の出た話です。柔道授業を入れた場合の安全対策はどうだとか各議員から質問が出ている話です。通学バスの検討は年内にどうするか、こういう話も出ていました。

あとは、通学路の小手先細工の改修、これについては今、修理を終わったという話ですが、非常に不満であります。あそこへ正装して町長に歩いてもらおう、あるいは立っててもらおう、通行する車によって泥水がはねます。通学する生徒にそういうような被害が出ておるのですが、これについて全然感じていないようですから、いかがなものかと、このように思っています。

あとは、芸術の常設展示場をつくる話とか、これは教育長のほうからご返事は頂戴しておりますが、そういう話。

それに、区長会で出た話なのですが、公共事業の発注、指名に関しては、町長は後援会と相談をして検討するというような発言もしておりました。そういうことについても伺いたいところなのですが、

これは後の総務文教常任委員会もございますので、全協なり、そういうところで質問をさせていただきたいと思っています。

そういうことで、3番目に入ります。行政懇談会、まちづくり5年の計画の中で明記されている行政懇談会、これは今年はやらないという話ですが、やはり町民の代表、執行部、役場というのは、町長は町民のご意向をよく伺って、町民の声を反映する政治をしていただかなくてはいけないと思うのです。ですから、政治のスタートはまず町民の声を聞くことからだと思うのです。いろいろな質問やら提案やらをその場において交換していく、こういうことがなぜされなかったのか伺います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

第五次総合計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の町の総合的な考え方や事務事業をまとめたものであります。よって、基本的にこれに従い、事務事業を実施することになります。

ご質問の行政懇談会を行わないということではありますが、既に平成23年度は実施いたしました。本年度につきましては、去る3月に町長選挙が行われ、私の実績や考え方、まちづくり全般が承認されたわけでありまして、また、本年は町制30周年という記念すべき年に当たり、記念式典やコンサート、NHK番組の収録等が行われております。更に、ロンドンオリンピックでは、本町出身の松本隆太郎さんが見事銅メダルを獲得するなど、町民プラザでの壮行会、試合の応援、凱旋報告会と目まぐるしい1年でありました。また、現在衆議院総選挙がスタートし、年末で忙しい中、更なる忙しさという状況であります。これらのことから、24年度におきましては行政懇談会を見送りまして、25年度に実施したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございます。選挙で承認されたから、当選させてもらったので、町民の意見、その他については聞く必要がないというふうにとっていらっしゃるようにお見受けしました。ですが、これはやっぱりひざを交えて、行政区の町民それぞれに個別に懇談会をすることは必要だと。大事なことなので、ぜひこれからも計画はしていただきたいと思っております。

ちなみに申し上げれば、去年も年末はあって、今年も年末はあった。おとしも年末はあったのです。年末の忙しさなんていうのは言いわけなのです。30周年記念というのは、千代田町ができて以来、29年前も30周年だ何だかんだともう決まっていた。今年が30周年というのはもう30年前に決まっていたことですから、当然やるべきなのです。NHKの収録、これも2年、3年前に……

○議長（細田芳雄君） 坂部議員に申し上げます。

残り時間が5分を切ったので、速やかに質問を閉じてください。

○3番（坂部敏夫君） わかりました。ご指摘ありがとうございます。そのように考えております。

それでは、4番の学童クラブを4年生まで延長してもらいたいという意見が町民から出ております。これについてお考えを伺いたいと思います。少子高齢化の今、安心して子供を預かってもらえる場所、こういうところを欲しております。そういうところがあればこそ、少子化対策になるし、経済の活性化、働けますので、それにつながると思いますので、お考えをお伺いします。

[「町長、時間だよ」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[「決まりだから。ご苦労さん。終わり」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 残り時間は3分52秒ありますけれども。

[「質問しちゃ悪いって言ったんじゃないんかい、……のことは。

何を言っているんだよ」「暫時休憩」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩。

休 憩 （午前 9時40分）

再 開 （午前 9時41分）

○議長（細田芳雄君） 再開します。

町長の答弁からお願いします。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町では、児童福祉法に基づきまして、保護者が共働き等で昼間家にいない場合、おおむね10歳未満の小学生に対しまして、授業終了後、小学校の空き教室を利用し、児童に対しまして健全な遊びと生活の場を与えて健全な育成に努めております。

現在、保育スペースの関係上、西小学童クラブではおおむね40名、東小学童クラブではおおむね20名を定員として運営しておりますが、東小学童クラブでは定数に満たないため、4年生以上もお預かりをしている状況であります。また、西小学童クラブにつきましては、現在の保育スペースの関係上、3年生までの受け入れとなっておりますが、社会情勢に鑑みまして、現在、旧西幼稚園園舎の改修工事を行いまして、西小学童クラブを移転し、需要の高まりに対応いたしたく工事を進めております。平成25年度には現在の定数をおおむね60名に広げた体制にしたいと考えておりますが、4年生を含めるかどうかにつきましては、小学校3年生までを優先的に受け入れたいと考えておりますので、入所希望者が多い場合は3年生までの対応となろうかと思いますが、ご理解いただきたいと思っております。また、児童生徒の遊び場の提供といたしまして児童館、児童センターの事業も行っておりますので、こちらの施設につきましてもご利用いただきたいと思っております。

以上です。

[「これで終わります。ありがとうございました」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 以上で、3番、坂部敏夫君の一般質問を終わります。

続いて、7番、小林正明君の登壇を許可いたします。

7番、小林正明君。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） それでは、7番、小林正明でございます。これより一般質問に入らせていただきます。

交通弱者対策と、その後の通学バス検討進捗状況についてお尋ねいたします。千代田町においても高齢者の比率が増加しております。高齢のため車を運転できなくなったり、高齢で体の不自由な独居の人など交通弱者の人が、日常生活において通院や買い物などで困っている実情があります。そのため改善、対応策についてお尋ねいたします。また、その後の学童の通学バスの検討進捗状況についてもお尋ねいたします。

質問は4項目に分かれておりまして、まず1つ目の質問でございます。他市町と連携、運用している近年の広域公共路線バス利用状況についてお尋ねいたします。年間の利用者数、それから年間の負担額、広域でやっているわけですが、千代田町として年間の負担がどれくらいなのか。そして、利用者数の向上策についてお尋ねいたします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町では、ご存じのとおり、近隣市町で連携運行を行っている広域公共路線バスが4路線ございます。今現在ですと平成23年度の実績をもとにご説明させていただきます。

まず、館林市方面に向かいます3路線についてですが、館林千代田線は、平成23年度では年間利用者数2万1,618人でありまして。また、年間に負担する費用は301万6,000円でありまして。

次に、館林邑楽千代田線でありまして、平成23年度では年間利用者数1万3,296人でありまして。また、年間に負担する費用は192万6,960円でありまして。

次に、館林明和千代田線でありまして、平成23年度では年間利用者数1万9,476人でありまして。また、年間に負担する費用は269万4,293円でありまして。

次に、太田市大泉方面に向かう大泉千代田線、通称「あおぞら」でありまして、平成23年度では年間利用者数2万8,870人でありまして。また、年間に負担する費用は488万6,676円でございます。

次に、利用者数の向上策についてでございますが、ご指摘のとおり少子高齢化が進み、高齢者が増加する中でありますので、高齢者の運転免許保有者が増加するなどの要因でバス利用者が減少傾向となっております。また、年度にもよりますが、年間利用者数に大きなウエートを占めております、バス

を定期利用する高校、大学等への通学や会社への通勤利用者等が、その年により増減しますことから、利用者数変動の大きな要因となっています。

このような中、運行経費の負担を減らすべく、バス車内の広告や車体へのラッピングなど広告収入を増やすべく広く働きかけを行うとともに、広域公共路線バスを共同運行する市と町で構成いたします地域公共交通会議におきましても、利用者増加へのさまざまな対策について研究、検討を行っているところでございますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。

それぞれ4路線での利用者数、そしてそれに係る金額、改めてこういう数値を見させていただきますと、地域社会において広域公共路線バスというのはなくてはならないものだと思つづく思う次第でございます。私の隣組においても、あるいは地域社会においても、少子高齢化というのは非常に加速するような勢いで伸びているかと思えます。交通弱者、これからまた別の形の質問をさせていただきますけれども、高齢者対策として、あるいは子供たちの通学バス等々について、これからますます重要性が増すかと思えますが、今後とも費用対効果を考えながら一生懸命やっただくことを要望して、この質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。デマンドバスの検討についてお尋ね申し上げます。近年デマンドバスの情報といいますか、実施している自治体あるいは実施しようとしている自治体、検討している自治体等々が見受けられます。我が町において、果たしてデマンドバスが効果的なものなのか。私どもも、ほかの市や町に出かけて、その勉強もさせていただきました。そうした中でやや疑問も持っていますが、いずれにしましても先ほどの質問と関連するわけですが、交通弱者救済のための一環としてデマンドバスの検討をしたのかどうかお尋ねいたします。そして、検討した場合、その結論はどうなりましたか。先ほど申し上げましたが、ほかの市や町で導入検討例がありますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

一般的には全国各地の自治体等で運行されておりますデマンドバスにつきましては、多くの場合、中心市街より遠く離れた山間部等の交通利便性が劣る地域において、人口が少ない、道路幅が狭い、地域の人口密度が低いなどの環境から、路線バスの設置が困難とされる場合や、既存路線バスが設置されていたが、利用者数が極端に少ないなどの理由で廃止された地域の代替交通対策として有効とされ、広がりを見せている施策であると認識しております。ご存じのとおり鉄道のない本町におきましては、東武バス撤退後、鉄道にかわる基幹をなす公共交通並びに交通弱者対策といたしまして、近隣

市町と連携のもと、平成10年12月より運行を開始しました館林千代田線を初め現在4つの広域公共路線バスを運行しているところでございます。また、複数の市や町が運行に参加することにより、運行経費の負担軽減が図られております。

広域公共路線バスは、いずれかのバスが各行政区を通過する設定となっておりますが、この路線を廃止しデマンドバスを運行した場合、予約制、小型の車両を基本とするデマンドバスの性質から、乗車人数、運行方向及びルート、利用時間帯の統一調整が必要など、通勤や通学に毎日定期利用される方々に大きな支障が生じる可能性が大であります。

千葉県のある市において、広域合併を機に公共交通対策の見直しの検討を行い、デマンドタクシーでの実験検証の結果、予約が面倒、運賃が高い、利用者が極端に少ないなどの理由から、既存路線を存続させるとともに、既存路線のない部分においては導入を取りやめたなどというお話も伺っております。また、広域路線バスを継続運行するとともに、デマンドバスを並行運行した場合、利用者の選択肢は増えますが、経費の二重投資による町予算の増大や乗客の分散による利用率の低下が予想され、どちらの運行経費にも大きく影響を及ぼすことと予想されます。

このため、本町の地域的特性から言えば、近隣の市や町から本町に来られる方は少なく、ほとんど町内の利用者が、町外の市や町へと広く分散しながらバスを利用する状況でありますので、現時点では既存の広域公共バスの利便性の向上を図ることが第一であると考えております。もちろんデマンドバスにつきましても、今後も研究、調査を続けたいとは思っておりますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。

デマンドバスについては、今ご答弁いただいた内容でほとんど網羅されているように思います。すなわち私たちの千代田町においては、町の中心部に集客するものといいますか、商業施設であったり、大きな病院であったり、あるいは駅であったり、そういったものはございませんので、どちらかといいますと出ていくほうです。遠くは太田記念病院であったり本島病院であったり、例えば太田方面の話ですが。館林方面、館林の駅であったり館林厚生病院であったり、あるいはそれぞれの高校等に通学する人たちとか、要は内から外に向かっていく。確かに自治体によって、その差はあるようですけども、山間部の自治体においては、全く町長が答弁した形が見られます。

そこで、1つ提案なのですが、広域公共路線バス、先ほど申し上げましたが、これは私は非常に有効的だと思っていますので、もっと効率的に利用していただくといいますか、既存路線をもっと利用していただくように、今以上にPRをしていただきたいと思います。それについて、一言で結構ですが、お考えがありましたらお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 広域路線バスは、確かにいい方向ではないかというふうに思っております。これからも検討して、それがどんどん向上するようというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 続きまして、3つ目の質問に入らせていただきます。福祉バスの現状についてお尋ねいたします。

要介護者あるいは障害者などに対する対応をどのように考えておりますか。どのように対応しておりますか。そして、施設入所者、訪問介護事業での利用状況についてはいかがですか。そして、それらをまとめる形での見方になりますが、交通弱者への対応についてお尋ねします。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町では福祉バスの運行は行っておりませんが、介護保険制度では、要介護認定を受けている方を対象とする訪問介護サービスにおいて、通院や買い物のために、訪問介護事業者が運転する介護タクシーを利用し、あわせて通院などの際の車の乗りおりの介助や、乗りおりの前後の移動の介助を受けることができます。要支援認定の方を対象とする介護予防訪問介護サービスでは、この通院等乗降介助は利用対象外となっておりますが、買い物代行の利用は可能となっております。

また、利用者負担につきましては、介護保険サービスでは、サービス費用の1割が自己負担となりまして、片道1回の利用につき利用者負担は100円となります。ただし、重度の要介護者で乗降介助に時間や手間を要する介護を行う必要がある場合は、その所要時間に応じて費用額が算定され、その1割が利用者負担となります。

なお、いずれの場合におきましても、介護タクシーの運賃は、介護保険の対象外で自己負担となりますので、事業者が定める運賃を別途支払う必要がございます。

買い物支援という観点では、訪問介護及び介護予防訪問介護サービスの中で、ホームヘルパーに買い物を代行してもらうこともできます。利用者負担につきましては、要介護度や利用する回数及び時間に応じて負担していただくことになります。

また、障害者を対象とした移動サービスでは、障害者自立支援法に基づいた居宅介護の通院介助をご利用いただいております。利用者負担につきましては、原則としてサービス費用の1割が自己負担となりますが、サービス費用は利用時間により算定されまして、利用者の所得区分により利用者負担の上限月額が設定されております。通院以外の外出支援といたしましては、地域生活支援補助事業を活用した移動支援事業により、買い物や余暇活動にご利用いただいております。利用者としていたしましては、特定の障害を持つ身体障害児者及び知的障害児者並びに精神障害者が対象となっております。

して、利用者負担につきましては、原則としてサービス費用の1割が自己負担となりますが、サービス費用は利用時間により算定しております。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 非常に微妙なところもあるかと思います。費用対効果と、先ほどの広域公共路線バスにおいてもそうなのですが、今町では福祉バスをまだやられていないということなのですが、これはコムハウスさんでしょうか、いわゆる民間になるわけですが、先ほどの答弁にもありましたが、介護タクシーをやっている。通院あるいは買い物支援などの補助をやっていただいているということをお聞きしました。

そこで、こういった介護タクシーをもっと利用しやすくする、あるいはまたホームヘルパーさんの利用をうまく使っていただきたい。そうすることによって、高齢者あるいは独居の高齢な方等々に対する日常生活の支援ができるのかと思います。そういったことで、もっともっとPRが必要かと思っています。

私の身の回りでも、老老家庭において、90を過ぎた高齢のご主人が、ついに病気になりまして、運転できなくなってしまって、昨今救急車で入院等の騒ぎを、騒ぎと言ってははいけません。失礼しました。入院等の事例が発生しております。車に乗れないということは、即そこで手足をもがれたような状況になりますので、こういった方をもっと事前に察知できればよろしいわけですが、いずれにしても病気やけがというのは突然来るものであります。そういったことで、繰り返しますが、介護タクシーあるいはホームヘルパーの利用等をもっとPRして、そういったときの対応がうまくいけるように今後の展開をお願いしたいと思います。

もう一度その辺についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 熟知している課長のほうに答弁させます。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 先ほどのご質問の中で、件数はどのぐらいかというご質問がございましたが、その件につきましてお答えいたします。

介護保険の訪問介護サービスの利用者につきましては、平成23年度の利用実績では、要介護者のご利用は452件ございました。これにつきましては、ホームヘルパーが居宅を訪問いたしまして、入浴や食事などの身体介助、それのほか通院などを目的としたサービスに利用されておりますが、各内容につきましては、件数はちょっと把握できませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、要支援者の利用につきましても119件ございまして、食事の用意や洗濯、掃除あるいは買い物サービスといった生活援助に利用されております。

また、障害者の方の移動サービスですが、通院介助では3人の方が利用されております。また、買い物や余暇活動、例えば娯楽に行くとか、そういうふうにご利用される方がおりますが、6名の方が利用している状況にあります。

ただいまのPRの関係につきましては、今後進めるような形でまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） どうもありがとうございました。それでは、最後の質問にさせていただきます。通学バスの検討、進捗状況についてお尋ねいたします。

以前通学バスの導入検討についてということで一般質問をさせていただきましたが、それから約半年たったでしょうか。プロジェクトチームを発足したと聞いておりますので、現時点での検討状況、そしてすぐにすぐとは申し上げませんが、今後の展開についてどのようになっていますか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

現時点での進捗状況についてということですが、9月議会でも福田議員のご質問にお答えしておりますが、新福寺地区・中島地区通学バス導入についての要望書が書面により提出されましたので、担当部署だけでなく、関係部局による検討を開始しております。

第1回目の検討会議を8月21日に開催し、副町長を委員長に、私、教育長、それから総務課、住民福祉課、社会福祉協議会、建設水道課、教育委員会事務局、合わせて11名のメンバーで発足しております。

10月4日に、通学バス導入自治体としまして渋川市への視察を行いました。その視察結果を参考に、10月16日に第2回検討会議を開催しております。更に、11月13日には第3回検討会議を開催し、町内全体の公平感、対象地域、それから費用負担、登校班や通学路への影響等課題について検討しております。今後、最終的な検討結果につきましては、12月いっぱい検討いたしまして、その回答を町長へ報告し、決定していくことになると思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 昨今の世情といいますか、テレビニュースを見るたびに思うわけですが、本当に言葉にはあらわしにくい犯罪等が非常に増えておるのが現状かと思っております。子供たちが安全に通学できて、そして楽しい勉強ができるように、これは町民全ての方が望むことだと思っております。そういった中で、通学バスの検討プロジェクトチームができて、このように検討されている、あるいは渋川市等の視察等も行ってきた。非常に喜ばしいことと思っております。

ただ、これからは、少子高齢化は言うに及ばずですが、我々の自治体においては幸いこのような事例はないのですが、例えば雪が降って通学に困難があるとか、山間僻地から、僻地と言っではいけないですね、山間部から遠路はるばる歩いてくるような、そういう事態といたしますか、状況はありませんが、広い田んぼ、よく言えば広々とした平野の中を歩いてくる、あるいは歩いて帰る。西風や北風の強い中、子供たちは懸命に歩いているわけです。先ほど教育長の答弁にありましたが、新福寺、中島地区はもちろんその典型でもあります。

そういったことで、これは費用もたくさんかかる、これは路線の引き方によってですが、あるいは導入地域をどのように実際にするのか、そして経費を見積もったときにどれくらいのお金がかかるのか。当然父兄によっては、有料について言えば反対する方、あるいは賛成する方、もちろんその絶対金額によっても異なるわけですが、その辺詰めることがたくさんあるかと思えます。どうぞもっともっといろんな自治体、事例を検証いただいて、先ほど、私が申し上げるまでもなく非常に、少しうれしかったのは、12月いっぱいには町長への諮問といたしますか、報告をするという教育長の答弁がありましたが、まだもう少し時間がありますので、もっともっと事例を研究してやっていただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） 今のご質問にお答えいたします。

ただいまお話しいただきまして、先ほど私ども大づかみなお話をしましたので、少し細かくお話をしたいなと思えます。

今まで検討した内容ということでは、新福寺及び中島地区住居の児童を対象とした通学バスの導入のまず可能性についてということで、細かに検討をしてきました。その内容は、新福寺地区に居住する一部の児童を対象とした通学バスの導入の可能性についてとか、それから通学バス導入に伴う、先ほどから出ておりますけれども、利用者負担金の有料化の検討、それから中古バスまたは社会福祉協議会の所有の巡回バスの空き時間を利用した通学の導入はどうだろうか。それから、徒歩による通学の有用性についてと。それと、通学路の安全の検討は、今まで大泉署と連携をしておりましたけれども、更に標識等々まだ安全対応の不備な点があれば検討していきたいというふうなことで今検討してきました。

今小林議員さんのお申し出のように、しっかりともう一度詰めまして回答させていただきたいと、そんなふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。

これはまた、以前質問させていただいた中にもあるのですが、通学路の安全確保、県でも自治体に対して再点検するようという指示が出たとも伺っております。必要なところには横断歩道の

設置あるいは手押し信号の設置ですね。それから、これはなかなか難しい面がありますが、通学路の整備、はっきり言えば通学路の拡幅と言ったらいいのでしょうか。特に中島から西小に向かう一本道においては、その一番の顕著な例かと思っています。私の子供の時代から、私もあそこで、通学の安全見守り隊の一員といいますか、父兄として何回も田んぼの中に立ったこともございますが、そういった中でもっともっと、子供はイコール弱者と考えたときに、安全性、そして犯罪からの防止等々も含めまして、非常に重要かと思えます。

最後の質問にさせていただきますが、通学路あるいは横断歩道等の整備について、ご回答をいただけるものがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと重複しますが、24年の11月の28日、大泉署にて中島通学路の安全対策についてということでご相談をさせていただきました。大泉警察署からは、交通課長さん、それから巡查部長さん、町のほうからは総務課の森田が出席をして、現状のまず確認。現状は、大型車等の進入禁止と、それから30キロの制限、それからスクールゾーンの路面標示、これが2カ所、それからグリーンベルト等がございます。23年度の実施の対策としまして、昨年「学童注意」の板、これが2カ所というようなことで安全確保がなされてきています。それからあと、30キロ制限の「30」の標示、これも行われております。

今の最善策ということで、通学路南の外側の線を削って歩道を広くとるような、外側線を引き直して車道を狭めると。視覚的にスピードが出しづらいというような対応等は検討していけるのかなというようなことでもあります。それから、ポストコーンがよく置かれているところがあります。縁石等ですけれども、これも障害物となるおそれがありますので、そういった危険性もありますので、再度検討をしていきたいというようなことを考えております。今お話の中で、最善なのは、その視覚的効果になる方法が今最善なのかなというような受けとめ方はしております。再度詰めていきまして、子供たちの安全な通学路の確保ということで努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 町に対する要望というのは、言うほうは、ある意味では勝手な要望をすることがあるかもしれませんが、子供たちの安全性あるいは高齢者の福祉向上といいますか、支援策の向上というのは、もうこれは本当に一番最初にやらなくてはいけないことと思っておりますので、町当局あるいは教育委員会等においても、質問があるなしに関係なく、どんどん進めていただければと思います。

これで私の質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で7番、小林正明君の一般質問を終わります。

ただいまより10分間、10時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時18分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

一般質問。続いて、10番、黒澤兵司君の登壇を許可いたします。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議席番号10番、黒澤兵司です。通告順に従いまして質問をいたします。

最近、土地の公図を見る機会がありまして、懐かしい文字を見つけました。利根川の河川敷に字名が記載されておりました。私たちが小学生中ごろまで畑として利用していた場所であります。字名は、善悪の「悪」に、帰る途中の「途」と書きます。私の育った地区では「アクト」と読んでおりました。土地は砂地で痩せており、川が台風で増水すると、毎年水浸しとなり、麦や落花生、アワ、ヒエの類いを作付していましたが、収穫はほとんど期待できませんでした。

その後、昭和の合併がありまして、昭和30年3月31日に千代田村が誕生いたしました。河川敷の耕作放棄も一気に進むとともに、昭和40年代初期に利根川の拡幅と堤防の補強が行われるようになりました。経済情勢は上向き、活気が感じられる時代が来ました。人口の増加や都民の水がめ問題が叫ばれまして、昭和43年に利根大堰が完成しました。子供たちも増えつつあり、当時の男の子のスポーツは野球が主でありました。各家庭も少しずつ豊かになり、グローブやバットが買いそろえることができるようになりました。

当時千代田村には運動場の類いはありませんでした。野球を楽しむ大人や子供の団体が増えつつあり、場所の確保に躍起になりました。6区上中森では、当時建設省に勤めている人がいまして、その人を介して河川敷の広い場所を借り、遊び場所を確保しておりました。私たち下中森も、上中森様に、建設省の知人を通して河川敷の借地利用を考えて交渉いたしまして、間もなく許可をいただき、整地に取りかかりました。想像を絶する作業でありました。幸いにも建設業の友達がいまして、ともに汗をかいた思い出があります。また、維持管理が大変でありました。広い河川敷と雑草との戦いで、役場より除草剤をいただき、遊ぶより維持管理に明け暮れた毎日でもありました。

その後、役場の移転や温水プールの施設設置計画が打ち出されまして、同時期に野球連盟が設立され、今の庁舎敷地や温水プール敷地の残土置き場の粗悪な環境でリーグ戦を行ってきました。それでも関係者は、野球ができると感謝の思いでありました。また、町も著しくさま変わりしました。大企業や会社の進出、公共路線の増設、大型商業店開業と発展してまいりました。

一方、近年では、協働のまちづくりということで、各地区、各団体、グループ、サークル、ボラン

ティア等が、それぞれの立場で身の丈にあった活動や支援を行い、活力のあるまちづくりの旗頭として大いに活躍なされており。改めて敬意と感謝を申し上げるところであります。

そこで、質問に入らせていただきます。個人所有地を耕作外目的で管理、利用している団体、グループ等で補助金、助成金の支出対象になっている借地について伺います。私有地の借地を利用している団体、グループ名、利用地の場所及び面積、件数、いつから利用しているのか、また借地本来の地目等の登記は何になっているのか、そして管理者は誰なのか、団体名、場所、地目、面積、件数、管理責任者、会費、こういうことについて伺いたいと思います。

1回目、終わります。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

個人所有地を耕作目的以外で利用している団体等で、補助金が支出されている事案についてのご質問であります。これに該当してくるのは、協働のまちづくり事業により活動している4団体であります。個人所有地を利用している団体名、その場所、面積、筆数、いつから利用しているか、登記簿上の地目及び現況地目、借地責任者につきましては、個人情報に配慮しながら簡潔にお答えいたします。

まず、1つ目は、五反田花いっぱいグループであります。設立は平成21年5月、会員数は21人、フードショップ栗原の北にあります個人所有の宅地、大字赤岩1112番地一1、403.73平方メートルのうち約100平方メートルを借りまして、花を植え、環境美化を図っております。借地責任者は不明であります。代表者は五反田地区の女性の方であります。

2つ目は、桜の会であります。設立は平成22年4月、会員数は14名、桜内地内で花を植え、環境美化を図っております。場所等につきましては、桜内地内の県道の脇にあります個人所有の畑、大字舞木2768番地一2ほか1筆、面積136平方メートルであります。こちらも借地責任者は不明であります。代表者は桜内地区の男性の方であります。

3つ目は、五反田山神塔の会であります。設立は平成22年4月、会員数は23人、五反田地内で花を植え、環境美化を図っております。場所等につきましては、赤岩郵便局の東にあります三角形の個人所有の宅地、大字赤岩1317番地一6、面積330平方メートルであります。こちらも借地責任者は不明であります。代表者は五反田地区の男性の方であります。

4つ目は、パークサイドクラブであります。設立は平成23年8月、会員数は29人、舞木土地区画整理地内の2号公園予定地の南側の土地を借り受け、環境美化を図るとともに、スイカを大規模に栽培し、西保育園、西小学童クラブ、3区老人クラブ、コムハウスに提供しております。場所等につきましては、大字赤岩区画整理地内の土地8筆、面積3,242.51平方メートル、地目は畑であります。こちらは、昨年申請時の書類によりますと、借地責任者は当時の五反田グループ代表であり、当時の区長であります坂部敏夫さんであります。現在の代表者は、五反田地区の別の男性の方であります。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 2つ目の質問に入ります。

借地契約は結んであるのか、あれば内容を伺いたと思います。

2つ目終わります。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

借地契約についてでございますが、契約は個人と個人の契約でありますので、個人情報に抵触する部分がありますことから、簡潔な内容でお答えさせていただきます。

まず、五反田花いっぱいグループにつきましては、口頭で承諾をいただき、無償貸借であると聞いております。桜の会の契約につきましては、詳細がわかりませんが、団体によると、地権者が土地の管理に苦慮していたので、地権者の了解をいただき、利用させていただいていると聞き及んでおります。五反田山神塔の会につきましては、借地契約あり、無償貸借であると聞いております。パークサイドクラブにつきましては、借地契約あり、無償貸借であると聞いております。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 3回目です。借地の目的、管理、利用状況、この中に、参加者の中に議会議員の参加関与はあるのかどうか、その辺について伺います。

また次に、農地の売買、贈与、賃借などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となりますので、ご注意くださいとなっております。私有地の借地利用されている物件で農業委員会の関与、審査、許可はあったのか、農地法第3条の許可基準がありますが、質問事項、借地利用との整合性や見解について農業委員会に伺います。

もう一点、議員が関与している場合ですけれども、この団体の行為は公選法に抵触していないのか選挙管理委員会の見解を伺います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

借地を利用した活動内容等についてであろうかと思いますが、五反田花いっぱいグループは、環境美化のため、季節に合った花を植え、管理するということでもあります。桜の会は、花を植栽して管理し、交通に支障のないよう環境を整え、管理するということでもあります。五反田山神塔の会は、環境美化のため、季節に合った花を植え、山神塔を含め管理するということでもあります。パークサイドク

ラブは、区画整理地内の環境保全を行うとともに、スイカなどを栽培し多くの方に提供し、食育推進に資するということでもあります。

4団体の管理状況につきましては、良好に管理をしていると理解しています。時には夏場草が生い茂ることもあろうかと思いますが、年間を通しては良好に管理している状況であります。

また、団体の中に議員が参加しているかどうかにつきましては、数人参加しております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長（椎名信也君） 黒澤議員さんのご質問にお答えいたします。

農地法の第3条に抵触するというようなお話でございます。農地法の目的につきましては、国内の農業生産の基盤である農地が、現在、将来にわたって貴重な財産というところから、耕作者みずから農地の所有を果たしている役割も踏まえつつ農地を生かしていくというようなことでございます。今回、農地法の3条につきましては、農地の権利移動でございます。売買、贈与、賃借等につきまして協議するというようなところでございます。

今回の協働のまちづくり事業におきまして農業委員会の許可があったかどうかというようなご質問でございます。実際に農地法の3条の農地の権利移動につきましては、政令で定めるところによりまして、農業委員会の許可が必要だということになっております。今回のケースの場合、市街化区域の農地の場合、転用につきましては届け出だけで済むというようなことでございます。賃借につきましては、手続の必要はないということを県の担当者から伺いました。

以上でございます。

〔「農業委員会、選管、答弁してくれる」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時49分）

再 開 （午前10時50分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

議員として法律に抵触するか、公職選挙法に抵触するかということでございます。内容が営利を目的とか、何かの特別な目的をしている場合であれば別かと思いますが、今回の協働のまちづくりにつきましては、地域のために、あるいは町のために、みんなのために、営利を目的としないで契約をして行っている行為だと思いますので、抵触はしないと考えます。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） では、次に入ります。

町では団体グループ等の借地利用を容認していますが、見解、団体で何力所か何事業かやっていますけれども、その辺についても伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

協働のまちづくり事業助成金は、町と協働した団体の活動費用について、その一部を助成金として支援するものであります。補助金対象経費としましては、材料費や消耗品などとなっております。また、土地利用が営利目的である場合は、協働のまちづくり事業の対象外となります。

借地利用の容認ということではありますが、土地の借用や権利等は個人と個人の約束や契約であり、行政が干渉しがたいものであると認識しております。つまり事業推進するために一時的に土地を借用するにしても、トラブルがなければ、環境美化を図り、心の安まる景観を生み出すことは地域住民の利益になるという判断でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） ちょっと私には理解できないところがいろいろあるのですが、物事には原理原則、決まりがあって、そういうものを守る、維持する、こういうふうなことが大事なことではないかと思えますけれども、何か私たちにわからない間に、曖昧な法律が適用されているように思えます。やることは、私は非常に立派なことだと思いますけれども、協働のまちづくり事業助成交付要綱と、こういうものがございます。第1条の2項の1に抵触していないかということをお伺いしたいと思います。

それと、第3条の2項、交付開始の制限、こういうものがあります。助成金は、1年度1団体1事業を基本とする。基本とするというのは曖昧なあれなのですけれども、こういうことについてもう一度お答えをいただきたいと思えます。

[「とめてくれや」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時54分）

再 開 （午前10時54分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 千代田町協働のまちづくり推進団体設立支援事業助成金交付要綱の第2条第1項についてかと思いますが、これにつきましては、町内を活動拠点としましてまちづくり事業を開始しようとする団体あるいは実際にもう行っている団体が対象であると。構成員の過半数が町内

在住または在勤で、3人以上で構成される団体。それから、会則、事業計画、予算及び決算を示すことができる団体というのが条件になっておりますので、現在認定されている団体については、これをクリアしていると理解いたします。

それから、第3条の第1項第2号であります。助成金の交付回数等でございます。団体設立の初年度、設立については初年度年1回とすると。申請に基づく審査により決定するということでありまして。これは、設立には当然1回でございます。それから、設立ではなくて、既にもう団体を立ち上げているものにつきましては、年1回申請があつて、きちんとした実績を行えば助成金を支出すると、そういうことになっておりますので、問題なく対応していると考えます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） いろいろお答えをいただきました。議員が関与して、スイカをつくり、スイカを配る。これは3月に選挙戦が行われたわけです。月日から見ても、選挙活動に近い問題があるのではないかと。これもクリアしていると、選管のほうのお答えであります。何か私にも解せないところがあります。

それから、助成金、1団体1事業を基本とする。何力所やってもいいのかな。先ほども私、一般の人に聞きましたら、うちのほうでも土地を利用してください、そういう方が数名おります。無制限にこういうものを、認可と言つてはおかしいのですね。許していいのか、この辺について伺いたいと思います。

それと、先ほども言いましたけれども、物事には決まりがある。決まりがあるのを守るといふのはおかしいのですけれども、原理原則、そういうものを外していてもいいのかと。もう一度お答えをいただきます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 協働のまちづくり事業が平成21年度に発足いたしまして、今年で4年でございます。協働のまちづくりという言葉の響きはあれですが、実際その団体としてそういった事業を行うということは、ほとんどボランティアでございますので、必要経費のみ町のほうで支出しているということでございますから、本当にありがたいかと、町としては考えている次第でございます。

ただ、協働のまちづくり事業を町内に定着させるために、今のところ花いっぱいとか、そういったことが主になっておりますけれども、本来であれば、もっといろいろな分野において協働のまちづくりが展開できればいいなということは町として考えております。そんなこともありまして、来年度については、今度は5年目ということにもなりますので、もう一度、審査会の体制あるいは事業の内容等も含めて、このままでいいのか、あるいはもう少し検討を加える必要があるのか、こういったことは今後町として考えていきたいというふうには考えております。

スイカの配布についてという部分につきましては、細かいところについては把握していない状況で

はございますので、今年度初めてそういった対応をしたようでありますので、年度末までには審査会がございまして、よく内容を調査したいと考えておりますが、公職選挙法に抵触するかしないかについては、町選管のほうではっきりと実態を把握しないと、今ここでどうこうとは言えない状況にあらうかと思っております。

[「くれたって言っているんだよ、町長は」と言う人あり]

○総務課長（川島 賢君） そこら辺をはっきり把握していきたいと思っております。

[「第3条はどうしたん。守んなくていいんかい、第3条。農地法」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長（椎名信也君） ご質問にお答えいたします。

先ほど農地法3条の関係でご質問がありましたけれども、その関係につきましては、農業委員会におきまして、許可が必要ないというようなこととございます。市街化区域の農地につきましては、転用であれば届け出が必要だと。貸借であれば許可案件ではないということとございます。従いまして、農業委員会のほうの許可は必要ないということとございます。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 時間がないので、消化不良ですが、次に移りたいと思っております。2つ目です。

世界の人口は増え続けておりまして、70億人に達したと言われております。慢性的な栄養不足と推定される人は8億7,000万人で、食料問題は世界的に深刻さを増している。世界の人々の栄養と生活水準の向上や農業生産性向上などを図り、食料安全保障に取り組んでいるのが国連食糧農業機関FAOであります。全世界で8人に1人が飢餓実態にある。一方で、全体の3分の1に相当するという食料のロスを減らしたいと意欲的に活動している人もおられます。食料や水、人口問題など国際的な課題にも関心を広げて考えることも大事かと思っております。

そこで、1つ目、文科省で、学校でダイエット給食の導入をするとありました。テレビで見ただけでちょっとわからないので、その辺について伺いたいと思っております。

1回目終わります。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

現在のところ文部科学省から通知等は届いておりませんので、県に問い合わせしたところ、まだ詳細はわからないということとございます。ただ、議員さんが今お話のとおり、過日一部の新聞紙上等で報道があったようですけれども、それによりますと「文部科学省は、全国の小中学生の給食について、来年4月から1食当たりのエネルギー量を、20～30キロカロリー減らすことを決めた。塾や習い事に通うため、日常生活の中であまり運動をしなくなったことが理由。同省は「健康増進と肥満防止

につなげたい」としている」ということが掲げられております。

今後文部科学省から通知が来ましたら、対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 2問目に入ります。

アメリカでは社会問題になっているとし、3人に1人が肥満であると言っています。日本全国の統計や千代田町の学校の生徒の肥満の現状を把握してあれば伺いたいと思います。

2つ目を終わります。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

児童生徒の発育、健康状態の全国的な調査として、学校保健統計調査がありまして、平成23年度の確定値が出ております。標準体重を基準として、それを超えた体重の割合を肥満度としており、20%以上を肥満傾向児と呼んでおりますが、調査結果では、都市部のほうが総体的に肥満傾向児の出現率が低い傾向が見られ、男子は女子に比べ、肥満傾向児の出現率が総体的に高い傾向が見られるとしております。

本町の児童生徒の状況であります。全国的な傾向と同じく、男子が女子より肥満傾向児が多くなっており、県平均と比べますと肥満度は、小学校ではやや高く、中学校ではやや低くなっております。各学年によって差はありますが、全国平均同様、10%前後の肥満傾向児出現率となっている状況がございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 3番伺います。

運動時間が少ない、家庭での食生活が課題であると言っておりますが、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育長、中山隆二君。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

以前でしたらば、外で走り回るのが子供たちの遊びでしたけれども、最近の子供たちの様子を見ますと、子供同士で集まっても、みんなが下を向いて、それぞれがゲームをしているというような光景を目にすることがございます。学校でも、休み時間にはできるだけ子供たちを外で遊ばせるということで今取り組んでおりますが、全体として運動時間が減っていると思います。

また、家庭での食生活では、幼児から中学生の約1割から2割近くが朝食を食べていないというよ

うな調査結果も、これは23年度ですけれども、出ております。それから、学校では前期、後期で、朝食を食べていますかという質問を子供たちと親御さんにきちっとしております。そういう中でも今のような割合が見られます。町の食育推進計画の啓発事業でも、忙しい朝はなかなか栄養バランスが整った食事をするのが難しいですが、食生活改善には、若い世代から食事を中心とする生活リズムの確立が大切ですということで啓発に努めております。それから、給食センターからは、毎月配布する給食だよりの中でも食育、それから食事のバランス等について説明し、啓発を行っているところでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 震災被災地で、運動不足の肥満児やストレスにより痩せ細る子供がいると聞きます。早くもとの生活を取り戻せるようお願い、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、10番、黒澤兵司君の一般質問を終わります。

続いて、4番、襟川仁志君の登壇を許可いたします。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。4番、襟川です。

3つの質問を用意させていただきました。農業政策について、入札と随意契約について、それから防災対策についてでございます。

まず、農業政策についてでございますが、千代田町の紹介を見ますと、利根川がもたらす豊かな水を利用した米麦作を中心とした農業と、2つの工業団地を有する農業と工業が高度に一体化して発展した町ですというふうにあります。更に、最近ではジョイフル本田が進出し、幾つか店舗も増えてきました。更に、その西側では、住宅用地が商業用地に用途変更されたということで、これから商業施設も増えてくるだろうというふうに思います。

その反面、西部地区については、旧商店街、それから商業施設等が足りないという問題もありますが、いずれにしても町長、先ほど坂部議員のほうから、4年間の実績等お話をされました。その中には、なかなか農業政策、農業の実績についてお話しされなかったというふうに思います。町長は、初めの公約で工業団地の造成ということがありました。最近その工業団地についても、アンケート調査が始まるということで、工業と商業の振興を町長は一生懸命やっておられるのかなということで、この町長の4年間、それからまた2期目の公約等なかなか農業政策の目新しいものはありませんでしたので、ここで町長に農業政策を熱く語っていただきたいというふうに思っております。

まず、1つ目の質問ですが、千代田町の農業振興の考え方と今後の課題についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町の農業につきましては、利根川がもたらしました肥沃な広い水田を利用しました米、麦の二毛作を主体として、畜産、植木、野菜等多岐にわたって農業経営を行ってまいりました。今後も、広い水田を利用した米、麦を経営作目の柱とした土地利用型農業により、農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、所得の向上など、国の施策を確認しながら、県やJAと連携し、農業者を支援していきたいと考えております。

今後の課題についてのご質問ですが、全国的に見ましても農業者の高齢化、後継者不足が顕著になっております。もちろん本町におきましても同様なことが言えると思います。このため、新規に担い手となっていただける若い方を確保することが一番必要ではないかと考えております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 農業の課題ということで農業者の後継者不足ということがありましたが、それは後でまたご質問させていただきたいと思います。

農産物の町ブランド化ということで質問させていただきたいと思います。千代田町では、米麦、それから白菜、ゴーヤ等、これが出荷量が多いというふうに思います。例えば明和町と言えばナシ、それから邑楽町と言えばソバということで有名でありますけれども、千代田町と聞いて何が有名なのかなと聞くと、なかなか浮かんでこないわけですが、町主導でそういった農産物のブランド化を進めていくにはどういうふうにしていったらいいかと、そういう考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

この地域の農産物を誰もが食べたいと思わせることによるブランド化を図ることは、その地域をPRする上で、また地域の活性化を図る上で必要と考えております。現在では、JA邑楽館林管内、本町に関係のある農産物では、議員もご承知かと思いますが、白菜が「邑美人」というブランド名で東京近郊に出荷されております。この白菜は、甘みがあり、鍋物や漬物に最適で、これから出荷の最盛期を迎えます。また、ニガウリが「館・板・邑」のブランド名で販売されており、品質の面で市場から高い評価を受けているということです。暑いこの地方で最適ということで、平成9年ごろから栽培が始まっております。また、本町の特産であります、おいしい米につきましても、「利根川育ち」というブランド名でJAが販売した経緯がありましたが、今では取り扱っておりません。

今ある農産物や、これから取り組もうとする農産物におきましても、ブランド化を目指すことは非常によいことですので、町といたしましても、可能性のある農産物等を認定農業者やJAなどの関係機関と連携を図りながら推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 米麦の振興、それから普及、それと野菜の振興、それから苗木の振興ということがありました。ジョイフル本田の西側に、西側はこれから商業施設ということでできるわけですが、そこに植木直売所があります。その植木直売所が移転されるということですが、その植木のPRということもあります。今後の支援等をどういうふうにするのか、またどこに移転されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町の植木生産につきましては、町北西部の福島地区や赤岩地区を中心に、多いときで約100ヘクタールの畑で苗木や花木を栽培し、近隣市町ではない規模から、植木の里としてPRを図ってまいりました。

ご質問の植木直売所につきましては、現在JA邑楽館林、千代田町緑化組合が、ジョイフル本田千代田店西側の西邑楽土地開発公社の所有地で、春と秋の年2回直売を開催してから約10年余りが経過しております。今回、JA邑楽館林と西邑楽土地開発公社との使用貸借契約が来年3月31日をもって満了することから、移転が必要となると伺っております。緑化組合の借地期間終了後の考え方を確認しなくてはならないと思っております。ほかの場所で再度直売を開催したいということであれば、町といたしましても相談に乗り、協力していきたいと考えております。

また、植木の里の今後のPRについてであります。植木の後継者24名で組織します「ガーデン・スピリッツ」、そして商工会の協力をいただきまして、昨年度並びに今年度、東京銀座の「ぐんまちゃん家」におきまして、農産物の販売やコケ玉の販売、更には各種パンフレットを配布するなど植木の里のPRをいたしました。特にブルーベリーなど人気の苗木も無料配布させていただきました。今後もPRを継続することで町の活性化を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 植木の直売所、要請があれば検討するということなのですが、まだそういう要請はないのでしょうか。町長は以前、邑楽町の354に道の駅ができるということで、そちらのほうに直売所を持っていきたいというふうにおっしゃっていましたが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

この間3町の首長同士でお話をして、大泉町に近い邑楽町のほうでそれを、道の駅をやっていこうという話し合いをいたしました。それで、これからいろんな要望とかいろいろやっていくわけなのですけれども、それを3町で協力し合って、太い道路というのですか、ちょっとよくわかっていないところがあるのですけれども、そこへやれば一番いいのではないかというような、そういう考えで今進めようとしているところでもあります。ですから、その道の駅がつくれた場合に、千代田町の植木のふるさとですから、当然千代田町から植木の販売をやっていただくというようなことになればということで、私もそういうお話はしてあります。今のところは、まだ時間はかかりそうなのですけれども、随時検討しながらやっていこうという、3人の首長の話し合いでやっているところでもあります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） やはり千代田町と言えば植木の里というのが一番大きな観光資源になっているというふうに思いますので、いずれできるかもしれないということなのですけれども、その間があると思うのです。植木の農家の人たちが売りやすい土地をぜひ提供してあげていただきたいというふうに思っております。

続きまして、地産地消を進めるための施策ということで、どういう政策があるのかという質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

農産物を地元で生産し、地元で消費することにつきましては、第五次総合計画の中で、施策の目的、方針として、この地産地消を推進することになっております。地産地消のメリットとしまして、特に新鮮であることが挙げられます。身近な場所で作られた新鮮な農産物が食べられること、そして安全で安心できるということでもあります。直接見て、聞いて、話して生産状況が確かめられるという点が何よりすぐれていることでもあります。

ご質問の地産地消を進めるための施策につきましては、過去の一般質問でも何回か出ておりますが、一番よいと思われまはすのは、学校給食への野菜などの提供であります。平成23年度におきまして、白菜が産地ということで、約41%を地場産で賄っております。そのほかジャガイモ、大根、里芋、ホウレンソウなど多くの野菜を使用しておりますが、地場産比率は約9%であります。少ない理由としては、野菜の農家が何軒もないことが挙げられます。また、野菜農家の提供先では、JAなどが運営しています農産物直売所やスーパーの地場産売り場コーナーへの展開も見受けられます。

過去にも野菜振興を図った経緯がありますが、農畜産物は天候等のリスクが大きいため定着しませんでした。邑楽町では地産地消協議会を平成20年に設置し、農畜産物の地産地消、またブランド化や食育の推進を実践していますので、本町におきましても地産地消の検討会等を設置して協議していく

ことが必要ではないかと考えております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 学校給食の地産地消が9%というお話でありました。やちよ会というところにお話をいただいたということで、ほかの農家や団体にもお話をしてくださいというふうに前回させていただきました。早速そういった団体にお声掛けをしているようでありまして、少しずつ地産地消率が上がっているのかなというふうに思いますが、町長はよく「野菜をつくっているところは少ないんだよね」というふうに言うのですけれども、例えば給食の年間の献立が決まるわけです。その献立に合わせて、そういった団体を集めて協議会みたいなをつくって、この時期は青物があるとか、ジャガイモは年間通してこのくらい必要だとか、そういったことを前もって知らせれば、それに合わせてそういった農家の方もつくってくれるのかなというふうに思うわけです。そういった協議会、そういったものをつくってやったらどうかと。そして、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、全体の地産地消の協議会、こういったものもつくっていくべきかなというふうに思っております。それが全体の底上げにつながっていくのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

私が、野菜を何とか……あそこの……

[「なかさと公園」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） なかさと公園のあそこで、野菜が少ないということで、自分があちこち動き回って、なかなか難しいという話をしたのですけれども、そういう協議会をつくったりしてやっていくということがやっぱり一番いい方法かなというふうに今襟川議員さんのお話を聞きました。担当の課と協力し合って、給食が、いつごろ、どういう野菜を使ったらいいかということも協議すればたちまちわかることですので、そういう方向ができるようにやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 後継者問題ということですが、先ほど課題に後継者問題がありました。今実際に動いている方がかなり高齢だということで、あと10年すれば畑地と田んぼの放棄地が増えていくのではないかとということで、そう遠くない将来に起きる後継者問題、この対策はどのようにしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

農業の最大の問題は、農業者の高齢化であります。農業全体の平均年齢は66歳で、特に水田利用農

家では、更に高齢化が進んでいるのではと思われます。後継者不足が進めば、条件の悪い農地において、耕作されない農地、耕作放棄地が今後更に増加することが懸念されますので、農地を引き受けて規模拡大し、経営効率を図る農業者を育てていくことが喫緊の課題となっております。

現在の農業者戸別所得補償制度では、標準的な生産コストと販売価格との差を補助することにより、国内の生産力を確保し、食料自給率を高めることとなっており、米について生産調整を実施すれば、10アール当たり1万5,000円を交付するもので、農家は一定の所得が確保され、経営安定につながりますが、零細な農家も、設備投資を行って農地を拡大し効率化を図った意欲的な農家も、一律に補助が受けられ、補助金のばらまきの要素を持っているとの指摘もございます。

農業政策は、これまでも政権が変わるたびに制度もかわって、農業者にとってはこの政策が一番というのが見えてこないのが実情と思われます。本町では、ちよの会という農業後継者グループと認定農業者、2つの農業生産法人が意欲的に農業に取り組んでおりますが、国の農業政策がぶれずに実施され、現在策定中の人・農地プランに基づき、地域の農業者の話し合いの中で地域の問題を確認し、今後地域において中心となる経営体、個人、法人を育成していきたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 後継者問題、認定農業者、それから農業法人、それから営農集団と、そういった育成も必要だということなのですけれども、認定農業者の認定については、もっと緩和してもいいのかなという感じがします。経営面積の拡大、大幅な拡大だけではなくて、例えば付加価値をつけたものを生産するということについては、そんなに拡大しなくても認定をする、そういったような緩和策も必要なのかなというふうに思います。

また、国の政策が大きく変わってくるということで、戸別所得補償の件、またTPPの参加の問題もあります。このたび4日に衆議院議員選挙の告示があったわけですけれども、この第3選挙区で4人の立候補がされております。各党の農業政策、そういったものを鑑み、町長はどの立候補者を支援したいと考えていますか、お答えください。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 本当は言いたくないのですけれども、どうせわかることだし。私は、昔から自民党を応援してまいりました。そういう中でやっていかなくはという考えを持っております。民主党の方にはちょっと迷惑掛けるのかなと思われたりもしますけれども、やはりうそついたような言い方もできませんので、自民党を一生懸命やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） いいボールを投げたのですけれども、もうちょっと話してもらおうとよかったのかなというふうに思いますが、そのくらいのお話ですので、ありがとうございました。難しい質問

で済みませんでした。

続きまして、入札と随意契約ということでお聞きしたいというふうに思います。入札と随意契約、これについてはなかなかわかりづらい面もありますが、町のやり方について、どのようにやっているのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

公共工事につきましては、その契約の方法といたしまして、地方自治法の第234条第1項に、一般競争入札、指名競争入札、随意契約により締結するものとする規定されております。そして、一般競争入札により行うことが基本であります。ただし、先ほどの地方自治法の第234条第2項では、前項の指名競争入札及び随意契約は政令、これは地方自治法施行令を言いますが、政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができると規定しております。つまり本来であれば、入札は一般競争入札でやりなさいと。しかし、日本全国から業者が入札に参加してしまい、地元業者が参加しても勝負にならないということでは地元の企業育成が進まないため、ほとんどの自治体で指名競争入札を行っているものであります。また、一般競争を取り入れている自治体であっても、地域限定の一般競争を行っているところもあります。また、小規模工事の場合は随意契約として、地元企業に工事をお願いすることが多く発生しております。

さて、随意契約に該当する金額についてのご質問ですが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号では、売買、賃借、請負、これは工事のことですが、その他の契約で、その予定価格が別表第5、上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める額の範囲内において、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとする規定されております。

さて、千代田町財務規則第139条には、随意契約によることのできる場合の限度額としまして、工事または製造の請負は130万円、財産の買入れは80万円、物件の借入れは40万円、財産の売り払い30万円、物件の貸し付け30万円、それ以外のものは50万円と規定されております。

よって、130万円を超える工事は入札となります。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 随意契約の限度額130万円ということなのですが、前回高橋議員からの、お答えにもありました130万円間違いありませんということなのですが、再度確認いたします。130万円以上の随意契約はありませんか、お答えください。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 130万円以上の随意契約はありません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） ありがとうございます。では、続いて電子入札ということについてお聞きしたいというふうに思います。

近隣でもやっているところはあるわけです。利点として、手続の透明性の確保、それから情報公開、それから談合機会の減少と。また、コストの縮減、事務の迅速化、そういった効果が挙げられるというふうに思います。そういったことを考えて、電子入札の導入を考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

公共工事入札参加資格審査申請につきましては、群馬県及び加入市町村間において共同システムを利用しております。しかしながら、本町におきましては、入札参加資格についてはシステムを利用してありますが、電子入札についてはまだ時期尚早ということで利用しておりません。

本来であれば、電子入札を行うには、そのメリットといたしまして、一般競争入札を行わないと効果が有効に発揮できないものと考えております。しかし、システムを利用することは時代の流れでありますので、今後大きな公共事業を限定的に実施するとか、いろいろな方面からその有効度につきまして検討していきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 時期尚早ということですがけれども、せっかく群馬電子入札共同システムに参画しているわけですので、そこで電子入札も簡単にできるわけですね。わざわざ入札という、そういった設定、町長が出てきて、業者の方が出てきて入札する作業も、出てくる必要もなくなるわけですので、ぜひ時代の流れを考えていただいて、電子入札、そういったものを進めていただきたいというふうに思っております。ぜひ検討のほうをお願いします。

続きまして、建設工事等の予定価格の事前公表について、これについて町の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

千代田町におきましては、事前公表する考えはございません。なぜかと申しますと、事前公表というやり方は、一般競争入札において有効な方法であると理解いたしますが、特に本町のように限られた業者を指名する指名競争入札につきましては、事後公表が基本であると理解するからであります。

例えば土木工事のBランクの入札があるといたします。この場合、本町の町内業者として通常指名しますのは7社であります。Bランクの土木工事が3本あったとしまして、この全てに7社を指名し

た場合、予定価格を事前公表してしまった場合は、7社が談合してしまう可能性が非常に高くなってしまふからであります。ですから、公共工事において同じランクで何本か工事がある場合は、全て同じ業者を指名することがよいのか、1本ごとに指名業者を変えたほうがいいのか、ここが大きな問題になるわけでありまふ。たとえ1本でも指名から外せば公平ではない、何か不公平があるのではないかという声も聞こえる場合がありますが、これは業者間の談合をいかに防止するかという問題とも関係してきまふので、非常に難しい問題であります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 今談合が懸念されるということなのですけれども、今設計価格を出すには、専用のソフトを使えば簡単に出てくるわけでありまして、事前公表も事後公表も、談合をやろうと思えばできるわけです。

それよりも何が問題かといいますと、事前公表しない場合、例えば業者とか、そういった関係者が課長のところに来て、予定価格を教えてくれ、町長のところに来て、予定価格を教えてくれと、そういったことがある可能性が出てくると思うのです。明和町で官制談合がおととしですな、ありました。これについても同じなのです。そういった官制談合を防止するために、事前公表して、オープンな形でやっていくことが必要なのかなというふう思うわけですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 私が4年間町長をやらせていただいて、町長室でそういうことを言うてくる人はいませんでした。私自身も、そういうことで関係を持つということとはとんでもないことになりまふので、そういうことは全然ありません。初めからそういう意気込みで町長に立候補してきたわけです。そういうことを知っている方が多いですから、そういうことで業者の人が町長室に来て、そういう話をするなんていうことはありません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） ないということですが、落札率を見れば大体わかると思ひます。95%以上あれば、そういった疑惑もあるのかなと。ぜひ調べていただいて、今後事前公表をやっていたきたいというふう思ひています。

最後に、指名競争入札について、指名業者の選定はどのように行っているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（細田芳雄君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

指名競争入札に係る指名業者の選定につきましては、町の入札審査会がありますので、そこで業者選定を行い、指名業者が決定しますと、町長宛てに報告書が提出されることになっております。入札審査会につきましては、副町長が委員長となり、各課長及び局長が委員となります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 指名業者、館林邑楽管内に幾つもあるというふうに思うわけなのですが、大体同じような名前の業者が挙がってきていますので、ぜひその辺、そういった疑問を持ちましたので、質問させていただきました。

3点目、防災対策については質問ができませんので、私のほうからご提案をさせていただきたいというふうに思います。地震とか、そういった災害があった場合、いろいろ備蓄とか物資の提供とかあるというふうに思うのですけれども、やはり何日間は生活水が必要なのかなというふうに思っております。そういった生活水の確保ということで、前にも視察したところがありました防火水槽なのですが、飲料水を兼ねた防火水槽をそういった避難場所に設置しているところがあるということで、何かあった場合、それが飲料水だとか生活水に使えるというお話もありました。また、最近では井戸水、井戸のほうが見直されてきているようでありまして、そういった井戸をつくった場合に、補助金等を出している自治体も増えてきております。そういったことを考えて、今後ですね、そういった何かあった場合の生活水を今後検討していただきたいというふうに思っております。

以上、時間配分が悪くて大変申しわけありませんでしたが、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 以上で、4番、襟川仁志君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす7日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時48分）

平成24年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年12月7日（金）午前9時開会

- 日程第 1 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度千代田町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 2 議案第39号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第40号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 4 議案第41号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第42号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第43号 町の区域の設定及び字の区域の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君

住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	宗川正樹君
教育委員会 教務局長	高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井和男
書記	小林良子
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、11月16日に衆議院が解散となり、当日臨時閣議において、12月4日公示、12月16日投開票という選挙日程が正式に決定されたことに伴い、平成24年度千代田町一般会計予算に所要の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところであります。

専決処分事項は、平成24年度千代田町一般会計補正予算（第4号）であります。今回の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,085万2,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入では、選挙執行のための県委託金及び不足する財源の補填として財政調整基金繰入金を追加いたします。また、歳出では、選挙管理委員及び投開票立会人等の報酬並びに出務職員に係る手当等の人件費などを追加するほか、選挙人名簿に係る電算業務委託料やその他諸々の選挙事務に要する経費を追加いたします。

また、選挙用備品購入費を追加いたしますが、これは開票作業の効率化を図るための投票用紙自動読取機を購入するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 質問をさせていただきます。

千代田町は、投票所での入場券というのを一人一人郵送か何かで渡していると思うのですが、館林市を聞くと、1家族で1枚で、下のほうにそれぞれの家族の名前が書いてあって、切り取りをして出している例を聞いたので、そういうふうになれば少しでも郵送料が少なくなるのかなというふうに思ったのですが、その辺、いろんなところのそういった入場券の発行はどのようなふうになっているのかを調べているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

千代田町においても、以前においては、小さい封筒に家族の入場券を入れて、まとめて封書で郵送したような時期はございました。しかし、やはり個人情報といえますか、家族も個人個人になってきて、各町村でも一人一人のはがきで入場券を送るというふうなことで、しばらく前から個人個人に送らせていただいております。保険証なんかにおきましても、最近では個人個人で保険証ができていて、そういう時代の流れでございます。ただし、館林市みたいに、1枚1枚ではありますけれども、1家族を1つにまとめて圧縮して送るといようなやり方があるそうでもありますけれども、館林の場合は両毛システムズを使っておりまして、本町の場合はジーシーシーということでありますので、現時点ではまだ今までのやり方を踏襲してやっているということでもあります。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 全員賛成。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第2、議案第39号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第39号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ふれあいタウンちよだの事業区域に定められている用途地域と地区計画の変更について、都市計画法に基づき手続を進めてまいりました。過日11月2日に開催された千代田町都市計画審議会において、この変更案が承認されたことに伴いまして、関係する町の地区計画条例を一部改正するものであります。

主な改正点といたしましては、町の新たな商業拠点として整備するジョイフル本田西側の未造成地の区域とジョイフル本田敷地内駐車場南側の一部について、建築可能な建物の用途や建物の高さ制限等を改正する内容となっております。

詳細につきましては、建設水道課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第39号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

ふれあいタウンちよだの事業区域に定められております用途地域と地区計画の変更について、都市計画法に基づき、法定手続を進めてまいりました。県の関係部署との意見調整後、7月には素案の縦覧を行い、8月には、原案に対する公聴会の開催告示と閲覧及び関係行政区であります第8区と第17区において地元説明会を開催させていただきました。公聴会の意見申し出はございませんでした。また、地元説明会においては、特に反対意見はなく、早く商業店舗の誘致を進めてほしいといったお話をお受けいたしました。

10月には案の縦覧を行い、都市計画法第19条第1項の規定により、過日11月2日に開催された千代田町都市計画審議会において、この変更案が承認され、11月27日には県の同意をいただきましたので、変更内容との整合性を図るため、現地区計画条例の一部改正を行うものであります。

この地区計画につきましては、町の新たな商業拠点として整備するとともに、商業機能の集積を図るため、ジョイフル本田とその西側の未造成区域について、用途地域で定められた建築制限に加え、更に上乗せで建築制限を加え規制することにより、地区内の居住環境の悪化を未然に防止し、良好な

居住環境の維持保全を図るものであります。

なお、宅地分譲を行っておりますエリアについては、これまでと同様、変更は一切ございませんので、よろしく願いいたします。また、本条例中の野辺地区については、既存の野辺流通団地に係る条文となっておりますので、今回の変更はございません。

以上を踏まえまして、お手元に配付させていただきました議案第39号の資料、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。最後のページに図面も添付してございますので、あわせてご覧いただければと思っております。

初めに、別表第2、中段下、東部地区計画区域をご覧いただきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、A地区、B地区の宅地分譲エリアについては変更はございません。

次に、変更となりますC地区についてでございますが、図面と見比べながらご覧いただければと思っております。現在ジョイフル本田敷地が、C地区、D地区、南側駐車場として使用されている一部がA地区、B地区となっておりますが、既にジョイフル本田が本店しておりますので、統合してC地区とし、県道西側の未造成区域約8ヘクタールについても、同一地区として同様の制限の中で一体的な商業集積地として規制、誘導を図っていくため、全体をC地区とするものであります。

別表第2、オの欄です。建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度については、商業集積を図る地区としたことから、専用住宅を規制しましたことにより、括弧書き、「専用住宅は1メートル」を削除し、力の欄です。建築物の高さ制限については従来の15メートルで、括弧書きで、「主要地方道足利邑楽行田線との境界から50メートル以内は10メートル」に加え、既存の住宅地に配慮し、康鯨さんの北側町道の町道3-150号線との境界から10メートル以内は10メートルとするものであります。

1枚お開き願います。下のページ、(注3)、(3)については、文言を建築基準法の記述と合わせたものであります。

次に、(注4)、C地区についての規制内容、建築してはならない建築物となります。先ほど申し上げましたとおり、商業集積を図る地区としたことから、住宅系を規制したことにより、(1)から(3)を追加し、従来の(1)、(2)、(3)をそれぞれ(4)、(5)、(6)と繰り下げまして、(6)の文言を建築基準法の記述に合わせたものであります。

1枚お開き願います。(7)から(10)につきましては、従来のD地区での規制内容、旧条文の(注5)、(4)から(7)をそのまま追加いたしまして、(11)、(12)につきましては、従来の(4)、(5)をそれぞれ繰り下げしたものであります。

次に、下のページ、別表第4、地区の名称の欄でございますが、従来のC地区、D地区を同一地区として同様の規制とすることから、D地区を削除し、C地区とするものであります。

以上、規制内容といたしましては、近隣商業地域で建築可能なもののうち住宅系、ギャンブル系、産廃系ほか迷惑施設について規制する内容となっております。また、地区計画の規制によらなくても

性風俗関係の施設については建築できませんことを申し添えさせていただきまして、詳細説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、議案第40号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第40号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,064万8,000円とするものであります。

それでは、補正の概要につきまして申し上げます。まず、歳入ですが、町税におきまして、法人町民税及び町たばこ税を追加し、固定資産税を減額いたします。法人町民税においては、本年度前半の調定実績が前年度よりも大きく伸びております。11月には予定納税も見込めたこと、また町たばこ税

においては前年度と同様に売り上げ本数が推移していることなどが主な要因となっております。国、県支出金では、法改正により、障害児施設措置事業に係る民生費国庫負担金及び民生費県負担金が追加となりましたが、都市計画道路整備事業に係る土木費国庫補助金につきましては大きく減額となつてしまいました。

なお、町債におきましても、都市計画道路整備事業の補助金が減額されたことによる事業量の縮小に伴い、土木債を減額するものであります。

次に、歳出でございますが、民生費の社会福祉費におきまして、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金を追加し、また法改正により障害児施設措置事業に係る費用を追加いたします。衛生費の保健衛生費におきましては、呂楽館林医療事務組合負担金及びがん検診事業費を減額し、また農林水産業費の農地費では、小規模土地改良事業において追加工事等が発生したことにより、事業費を追加いたします。

土木費の道路橋梁費におきましては、都市計画道路整備事業の国庫補助金が減額となることに伴い、事業量も縮小せざるを得ないため、大きく減額するものであります。

そのほか、教育費につきましては、西小学童クラブの移転に伴う教室の改修工事費や東幼稚園及び山屋記念図書館などの施設整備等を追加いたします。

詳細につきましては、財務課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、議案第40号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第5号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、補正予算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。最初に、歳入につきましてご説明させていただきます。1款町税、1項町民税、2目法人でございます。本年度4月から10月までの調定実績が前年度より大きく伸びており、更には11月の予定納税も収入となったことから、3,500万円を追加いたします。

次に、2項固定資産税でございますが、1,100万円を減額いたします。減額の主な要因といたしましては、土地につきまして評価額が下がったことに伴い、宅地の中で約7割を占める商業用地等、つまり住宅用地以外の宅地にかかる税の負担水準が上がりましたが、一定基準を超えてしまいましたので、負担調整措置により課税標準額が前年度の額に据え置きまたは引き下げとなったこと、また家屋につきましては、大型店の家屋が新規に課税となり、評価替えによる落ち込みを概ねカバーできましたが、当初予算の見込みよりも減額となってしまったこと、この2つが主な要因でございます。

次に、4項町たばこ税でございますが、売り上げ本数が前年度並みに見込めることから1,800万円を追加いたします。前年8月申告分で200万本とピークを迎えた売り上げ本数も、7カ月後の翌24年

3月申告分では約150万本と月を追うごとに売り上げ本数が落ちてきたことから、今年度の当初予算では前年度当初予算並みの額を見込んでおりました。しかしながら、今年度に入りまして4月から11月までの売り上げ本数の推移を見ますと、予想を超えて、1カ月当たり170万本前後と前年度の平均本数と同程度に推移していることから、今回追加をするものであります。

次に、下段から次の10ページ、11ページにございます13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますが、10、11ページ上段の6節障害児施設措置負担金が、法改正により492万2,000円交付となりますので、他の負担金と合わせ、合計で631万9,000円を追加するものであります。

次の2項国庫補助金では、4目土木費国庫補助金におきまして、1節社会資本整備総合交付金を3,135万円減額いたしますが、これは都市計画道路整備事業に係る補助金が減額となるものであります。県の話によりますと、国交省では前年度に引き続き今年度も震災復興及び災害対策などを重点に予算を配分しているため、減額となったということでございます。

3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金、1節国民年金事務委託金につきましては、34万5,000円追加いたしますが、これはねんきんネット導入用のパソコン及び周辺機器を購入するためのものであります。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、これは先ほどの国庫負担金と同様に、法改正により、県負担分として、7節障害児施設措置負担金に246万1,000円を追加し、他の負担金と合わせて合計で315万9,000円を追加するものであります。

次の2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、2節農業費補助金では、下中森地区の小規模土地改良事業の工事費及び補償費の増により86万1,000円を追加するものであります。

めくっていただきまして、14ページ、15ページでございます。3項県委託金、3目土木費県委託金、1節道路橋梁費委託金でございますが、県営赤岩渡船の燃料代分として60万5,000円を追加いたします。

次の16ページ、17ページをお願いいたします。最後に、20款1項町債でございますが、3目土木債を1,270万円減額いたします。これは、都市計画道路整備事業の国庫補助金が減額され、事業量を縮小することに伴い、減額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。18ページ、19ページをお開き願います。まず、各項目の職員人件費の増減がございますが、これにつきましては共済掛金の率等の改正があったことにより、精査し、増減するものでありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、中段の2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の15節工事請負費でございますが、これは会議室の壁紙の張り替え及び照明器具改修のため100万円を追加いたします。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。10目自治振興費、19節負担金、補助及び交付金でございますが、新福寺公民館改修の事業費確定に伴う補助金を140万円追加するほか、487万円につき

ましては、公民館改修等補助金から魅力あるコミュニティーづくり支援事業助成金へ項目振り替えの処理をするものであります。

めくっていただきまして、24ページ、25ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の28節繰出金でございますが、国保特別会計繰出金の法定分として、出産育児一時金分を233万4,000円、職員給与費等分を146万5,000円それぞれ追加するほか、国保財源の支援分として一般会計繰出金を4,000万円追加いたします。

2目障害者福祉費、20節扶助費でございますが、合計で1,263万9,000円追加いたしますが、このうち、法改正により、本年度から新たに障害児施設措置事業の中の障害児通所給付事業として984万5,000円を追加いたします。

次の26ページ、27ページをお願いいたします。3目高齢者福祉費、28節繰出金でございますが、介護保険事業特別会計繰出金448万1,000円を追加いたします。これは、法定分として繰り出すものであります。

次に、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費の東保育園管理運営事業、次の28ページ、29ページにございます施設補修工事費でございますが、老朽化した給食室の床を補修するために138万3,000円を追加するものであります。

3項1目国民年金事務取扱費、18節備品購入費でございますが、事務用備品購入費として34万7,000円を追加いたします。これは、歳入でもご説明いたしましたが、ねんきんネットを導入するためにパソコン及び周辺機器を購入するためのものであります。

めくっていただきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、19節負担金、補助及び交付金で邑楽館林医療事務組合負担金を1,500万円減額いたします。これは、現在行われている建設工事について、総事業費は変更がありませんが、工事期間が5年から6年に延長されたため、各単年度分の負担金が減額となったことによるものであります。

2目予防費でございますが、13節委託料を253万4,000円減額いたします。これは、予防接種事業において、法改正により四種混合ワクチンに移行となりますので、その費用及び関連の電算システムの変更費用を追加するものであります。そのほか健康増進事業において、各検診の受診者数が概ね確定したことにより、各委託料を減額するものであります。

めくっていただきまして、32ページ、33ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の小規模土地改良事業でございますが、次の34、35ページにかけてありますとおり、農業用排水路及び農道整備工事費を149万円、工作物等移転補償費を170万円それぞれ追加いたします。これは、下中森地内の工事におきまして、施工上補強が必要となったこと及び下中森及び上中森地内の工事に係る移転補償金が追加となったことによるものであります。また、農地整備事業の用排水路等整備事業におきましては、萱野地内の排水路改修工事においてN T T電柱の移設が必要となったた

め、工作物等移転補償費を30万円追加するものであります。

次に、36ページ、37ページをお開き願いたいと思います。中段の8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございますが、17節公有財産購入費を650万円、22節補償、補填及び賠償金、これは物件補償費でございますが、これを4,300万円それぞれ減額いたします。これは、都市計画道路事業において国庫補助金が減額されることにより、事業量も縮小せざるを得ないことから、大きく減額するものであります。

めくっていただきまして、40ページ、41ページをお願いいたします。中段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、学校管理運営事業の西小学校施設整備事業費を550万5,000円追加いたします。これは、西小学童クラブの移転に伴いまして、後教室でございます3教室を改修するための工事費473万6,000円及び設計管理委託料を51万5,000円追加するほか、施設補修工事費として北校舎の一部の教室パーテーションサッシ窓の外れ防止工事及び校庭の遊具補修工事のため25万4,000円を追加するものであります。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費、説明欄下段の東幼稚園にかかわる施設整備事業でございますが、東幼稚園におきまして遊具の修繕料を29万6,000円及び火災警報受信機の交換工事のため施設補修工事費を26万4,000円、それぞれ追加するものであります。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。5項社会教育費、4目図書館費でございますが、雑誌用書架の修繕料を14万円追加いたします。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。6項保健体育費、5目運動場管理費でございますが、樹木の剪定に要する経費230万円につきまして、12節役務費から13節の委託料に組み替えを行うものであります。

次に、12款1項公債費でございますが、2目利子につきましては、次のページにかけまして記載のとおり、長期債利子を380万円減額いたします。これは、前年度の臨時財政対策債の借り入れ利率につきまして、当初は1.7%と見込んでおりましたが、0.8%の条件で借り入れができましたので、減額するものであります。3年間は元金据え置きのため、利子のみの償還になります。

最後に、48ページ、49ページをお願いいたします。予備費を45万円減額いたしまして収支の均衡を図るものであります。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫、補正予算について質問申し上げます。

内容の数字はとやかく申し上げるものではないのですが、この補正予算書の中の説明欄の中へ、もう一筆詳細な説明を加えていただけないものかお伺いします。例えば60万何がしの金額のところ、渡船場の燃料費とありました。これは、ご説明で渡船場の燃料費ということで理解できるのですが、西小学校の改築、これも括弧して学童クラブの分であると、あるいはどここの公民館の新築に伴うものとか、そういうことを説明欄の備考欄のスペースの許される限り書いていただけると、議員諸君、そして皆さんがここで自分で追記する必要がないと思うのです。こんな説明をしていただけないものかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） ただいまのご質問でございますが、一応当初予算に合わせた形で説明欄等もその言葉を使っているわけでございますが、今後検討といいますと、坂部議員さんからは、またお叱りがあるかと思うのですが、何分予算書の当初の様式等もございますので、この場でこうしますとは言い切れませんので、検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） ご回答ありがとうございます。真摯に前向きに検討していただけるそうで。

実は言葉が足りなかったのです。補正予算書だけではなくて、来年発表される正式な予算書、この辺についても、ぜひこのような説明を加えて資料をつくっていただきたい、このようにお願いをしたいと思うのです。ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子孝之君。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 済みません、金子孝之でございます。

補正予算の中で都市計画道路の整備事業が約5,000万ほど削減されておりますが、これにつきまして、都市計画道路の工事の予定その他に影響はあるのかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 都市計画道路事業に関する交付金、国庫補助金のほうが減額になっているということで、今後の事業費に影響があるのかどうかというお話なのですが、この交付金事業につきましては、社会資本整備総合交付金というのを国のほうからいただいております。補助率55%ということなのですが、これは23年度から27年度ということで今予定されているのですが、昨年も震災の復興ということで約半分ぐらい交付金のほうが減額されております。今年度につきましても、大体要望に対して半分ぐらい減額をされているという状況でございます。従いまして、2年のうちに約1年分ぐらいの事業費が減っております。担当課といたしましては、その交付金の要望のときに、

できるだけ早目に、計画しているこの5年のうちに事業の方は進めたいとは思っているのですが、いかにせん震災復興、あと災害対策というほうに国交省のほうも予算を費やしているような状況でございますので、その辺のお話をされると、やはり震災の現場とか何かをテレビとか映像とかで見られますと、まだまだまだ復興も進んでいないなというふうに感じますので、それを言われると、減額されてもやむを得ないのかなというふうな判断をしているところでございます。

影響のほうについては、今のところ何とも言えないのですけれども、大体予測では、先ほど申し上げましたとおり、約1年分ぐらいここ2年で減になっているので、担当課としましては若干、もうこれは1年ぐらい延びるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） 7番、小林でございます。

8ページの歳入の町民税です。3,500万増加ということで、数値見ると非常にうれしいわけですが、景気がこういう余りよくない中で、もう一度3,500万増えた詳細な理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、21ページの防犯対策事業で、防犯灯設置及び管理事業35万とあるわけですが、これは前にもどなたか別の方が質問したところではありますが、防犯灯のLED化の進捗といいますか、考え方はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、41ページですが、学校管理運営事業において、学童クラブですね、西小学校施設整備事業、今まで3教室、西小の教室を使っていたわけですが、その後の整備等々でお金がかかるということ、それから校庭の遊具等であります。お金のこともそうなのですが、これでまずお金がもう、学童クラブをつくる上でお金はもうかからないのか確認したいことと、学童クラブはいつ完成するのかお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

法人町民税の3,500万ということでございますが、これにつきましては先ほども若干触れましたが、本年度4月から10月までの調定実績が今現在出ているわけなのでございますが、当初見込んだ額より実際のところ増えております。それで、ではなぜ増えているのかなというふうなことがあったのですが、やはり景気がよくて増えているというよりは、やはり企業努力のたまものではないかなというふうに思っております。ですから、逆に心配されるのが来期です。プラス11月には予定納税が入りましたが、それは前年納めていただいたものの半分を11月に納めていただいておりますので、あくまでもこれは予定でございますので、これがまた来期に、今年度1年間経営した中で若干成績が悪くなって

きますと、来年度は大幅な還付もちよっと心配されると。ただ、今年度の決算上におきましては、今のところ前年度の同月等を比較しますと、増えておるのが現実でございます。更にその予定納税もありましたので、万が一のことを考えて若干の留保はございますが、3,500万を追加させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） LED防犯灯に係るご質問でございます。これにつきましては、担当課といたしまして、平成25年度から順次LED化の工事を行っていきたいというふうには考えておりますが、新年度予算のほうに事業費を要求していきたいと思います。実際予算がとれるかどうかわかりませんけれども、要求はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えいたします。

学童保育のいつから移転するのかというご質問ですが、移転につきましては3学期から移転をしたいと思って現在進めております。

なお、予算の追加につきましては、今年度は予定しておりませんが、来年4月から20人ほど追加する予定ですので、それに当たる保育士の確保をしたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えします。

41ページの西小関係の整備事業のご説明をちょっとしたいと思います。ここでは、学童クラブが移転するに伴いまして、西小学校の教室をもとの教室に戻すための改修費用として、財源も少ない時期ですので、必要最小限なエアコン設置等の工事費となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林正明君。

○7番（小林正明君） 先日西小のオープンスクールを見させていただきました。そのときにたまたま私目にしたわけですが、エアコンの室外機等の脱着工事をやっているところを見たわけですが、あのエアコンは、例えば私がそのとき思ったのは、では新しい学童クラブのほうの教室なりに行くのかなと思いましたが、先ほど事務局長の回答の中で、エアコン工事等と確かあったと思いますが、いずれにしても設備費としては結構な金額がかかるかと思っています。そういったことで、なかなかはっきりわからないところがあるかもしれませんが、その辺の心配はないのかお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つですが、塩田課長のご回答にありましたが、3学期から移転すると。その段階で20名追加。これは、定員の増員ということでよろしいわけですか。そして、またそのための教職員の採用等があるかと思いますが、その辺の見込みといたしますか、費用的な面も含めましてご回答いた

だければと思います。

○議長（細田芳雄君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

エアコンのお話が出ましたわけですが、脱着工事をしていたエアコンにつきましては、学童クラブへ移転するものです。学童クラブに入れておりましたエアコンは単独なものですから、それは今工事している学童クラブのほうに移りまして、西小の教室のほうには、ほかの普通教室、特別教室も入っていますけれども、職員室で集中管理できるエアコンを入れていきますので、それと型の同じものを入れて職員室で集中管理するもので、新たに3台追加する工事がこの改修工事の主なものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 20人の関係なのですが、これにつきましては増員という形で予定しております。保育士につきましては、臨時職員等で現在考えております。

なお、現在学校のほうで使っているエアコンにつきましては、学童、新しいほうに移転して、引き続いてうちのほうで利用する予定になっております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 補正予算について伺いたいと思います。

先ほども出たのですが、直接税ということで町税が増えたということで、幾らか温かい飯が食べられるかなと、こんなような気持ちを持ったわけです。その中で、法人税のほうはお話しいただきましたので、たばこ税について、私はたばこ吸っているものですから、また質問させていただきたいと、こういうふうに思います。

1カ月の喫煙数が170万本というふうなお話をいただきました。大きな補正額ということで、ここへ出されているわけでございます。ところが、最近、先月に舞木にコンビニができました。また活気が出てくるのではないかと、こんなふうに思いますけれども、よそではコンビニが1店舗できると500万ぐらいのたばこ税が入るようなお話を聞いたことがございます。そうしますと、まだ4カ月ぐらい残っていますので、170万近く入ってくるのではないかな。ぜひ入ったらいいなと、こんなふうに思いますので、それが1つ、ちょっとその辺のあれを伺いたいと思います。

それから、21ページで新福寺の公民館改修等補助金、項目振りかえ分ということで、魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金と、こういうふうなスライドされたのですけれども、その辺についてももう少し詳しく、私だけがわからないのかもわからないのですが、ひとつ教えていただければと思います。

以上です。よろしく願いします。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

たばこ税のお話でございます。たばこ税につきましては、我々町側といたしましては、多く入ることにつきましては、ありがたくてしょうがないような状態でございます。ただ、健康志向ということで、いろいろ厚生省等も、前のやめられた大臣なんかも、たばこの値上げをして吸う本数を減らそうとか、そういう世間の施策等も考えられたりしておりました。結局はそこまでは至らなかったということでございます。ですから、増えて大喜びしていいのかどうか分からないのですが、町の財政といたしましては、財政を預かる者といたしましては非常にうれしく思っているところでございます。増えているということはいれしく思っております。

それで、コンビニにつきましては、確かにそういう、コンビニが増えれば、当然売り上げ本数も増えていくのではないかと考えております。ただし、今言ったそういう志向もございますので、健康志向からどうかと、一概に手を上げて喜べない部分もございます。

確かに売り上げにつきましても、私が170万本前後と先ほど説明いたしましたのは、170万をわずかに超えるときもありますし、それよりも下がってしまうこともあるということで前後という話を申し上げました。つまり直接というか、入ってくるものとして考えればいいのですが、その売り上げに関しては、早く言えば吸う方に、消費者に依存しているような形でございますので、余り私どもとしましては、期待して、では1件増えたから、約そのぐらい増えるという見込みもありますが、逆に入らなかったときにはどうするかというのもございますので、我々事務担当としましては、安心な部分でまるっきりそのまま170万円ぐらい増えるというふうにはちょっと見込めない、見込むとちょっと危険だなという部分もございますので、そういう認識でおります。ただ、増えれば、確かに増えるのではないかと期待はございます。今後増えていただければ、3月にまた補正で増やせるのではないかとということも考えておりますので、そういう考えでございます。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

公民館改修等補助金を魅力あるコミュニティーづくり支援事業助成金に名称を変更するものでありますが、これにつきましては、群馬県市町村振興協会からいただきます、宝くじを財源としました助成金でございます。補正をしましたときに、公民館改修等補助金という名称で補正をしてしまったのですが、本来この助成金の名前でありまして、魅力あるコミュニティーづくり支援事業助成金という本来の名称を使いませんと、助成をしていただくということで目的がはっきりしておりますので、今回名称変更をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 済みません、公債費についてお聞きしたいと思います。

先ほど長期債利子が1.7%から0.8%ということで少なくなったということで、国の政策がきいてきているのかなというふうに思うのですけれども、借り入れの詳細がちょっとわからないのですが、何本も借り入れしていると思うのですが、この長期借り入れは変動になっているのか、それとも固定を借り換えしてこのパーセントになったのか、その辺ちょっと詳細を教えてください。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 襟川議員のご質問にお答えいたします。

利率が変更になったということでございます。その内容ということでございますが、これはこの臨時財政対策債、昨年度の方でございまして、それが今年度償還が始まるということで、まずそれを考えていただきたいと思います。それで、当初の予算のときは、当初予算編成する段階では、財務省からの借り入れ、通常まだそこら辺がどこに借り入れ先が当たるかわかりませんので、当初予算の段階では財務省から、政府資金であるとは間違いのないものですから、財務省から借り入れ1口で、3年据え置き元利均等償還、利率1.7%ということで見込んでおりました。ところが、借り入れ先が財務省及び地方公共団体金融機構とに分けて指定されました。それで、それぞれ10年見直しの変動金利型、元金の3年据え置き元利均等償還ということで、利子が0.8%ということで借り入れができたということでございます。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼英己君。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 補正予算について質問します。

まず、27ページなのですが、介護保険サービスが当初の予算よりも増加しているということで、この要因についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それから、先ほど質問もありましたが、21ページの防犯灯事業、これは9月の一般質問でもやらせていただいたのですが、先ほどの回答ですと、25年度からLED化を順次やっていくというようなお話なのですが、これについては町の運営でやるのか、それともエスコ事業というのですか、そういった形でやるのか、その辺の結論がどうなったのか、その辺のお話もしていただければというふうに思います。

それから、25ページなのですが、当初予算よりも出産の支出が増えたということなのですが、これはどういった内容なのか、もうちょっと詳しく教えていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

介護保険の給付の伸びなのですが、4月から11月までの支払い状況を見まして、居宅介護サ

ービスが大変伸びております。それで、3,500万ほど支出を見込みまして今回法定負担分を計上させていただきます。

もう一点、出産の手当の関係なのですが、当初予算では15名分を計上させていただきましたが、現在13名の支出済みで、近いうちに出産手当を支給予定が4件ございます。そんな関係上、15名に対して8名分を見込みまして計上させていただきました。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えしたいと思います。

防犯灯のLED化を行う場合、町の単独運営かエスコ事業かということでございますが、エスコ事業につきましては太田市が実際もう行っております。前橋についても検討中ということでございますが、これにつきましては、ある程度規模が大きくないとこの事業には該当しないというようなお話も聞いておりますので、本町のように小規模な防犯灯の規模でありますと、町単独でやらざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありますか。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 平成24年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、議案第41号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第41号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に6,836万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,835万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳入では、3款国庫支出金及び6款県支出金をそれぞれ増額いたします。これは、医療給付費を精査しましたところ、給付費の増額が見込まれることから追加するものであります。9款繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、医療給付費の伸びに対し、それを賄うための財源が確保できないことから、財政支援分として一般会計より財源の繰り入れをお願いするものであります。

次に、歳出ですが、1款総務費につきましては人件費を追加するものであります。

2款保険給付費につきましては、本年度10月までの給付実績の動向をもとに推計いたしまして、給付費の増加が見込まれることから追加するものであります。

3款後期高齢者支援金等では、加入者1人当たりの負担金の増加に伴い、追加をさせていただくものであります。

8款保健事業費につきましては、特定健康診査等実施計画を新たに策定するため、業務委託料を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 議案第41号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。7ページ、8ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、3款1項国庫負担金でございますが、療養給付費負担金につきましては、医療給付費の増額見込みにより、給付費等による基準額の法定分を追加するものでございます。後期高齢者医療費支援金負担金につきましては、後期高齢者支援金に係る加入者1人当たりの負担額が増加したことに伴いまして、追加させていただくものでございます。

3款2項1目の財政調整交付金につきましては、医療給付費の増額に伴い、国の基準見込み額を追加し、2目の出産育児一時金補助金につきましては、平成24年4月以降の出産が補助対象とならなくなったため、減額させていただくものでございます。

6款2項2目1節の安定化交付金につきましても、国保事業の財政安定化のために、県の交付見込

み額を追加するものです。2節の支援交付金につきましては、国の財政調整交付金算定額の2%相当が県財政調整交付金へ振りかえられるため、追加するものでございます。

9ページ、10ページをお開き願います。9款1項1目の一般会計繰入金の3節事務費では、特定健康診査等実施計画を作成するための委託料を追加するものです。4節の出産育児一時金繰入金につきましては、8件の追加を見込みまして、一般会計から国保会計に繰り入れが示されている法定分を追加するものでございます。6節その他一般会計繰入金といたしまして4,000万円を追加させていただきましたが、一般被保険者療養給付費の上半期の支出実績に基づきまして下半期の推計をいたしましたが、国保財政が依然として厳しく、現状では大幅な国保会計の事業収支が赤字になる予想が見込まれるため、財政支援の繰り入れをお願いいたしたく計上させていただきました。

11款2項の雑入につきましては、70歳から74歳以下のコルセットなどの療養費の自己負担割合が、2割から1割へ3月まで暫定的に据え置かれていますが、町が立て替えて支出する1割を受け入れるものでございます。

12ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、初めに1款1項1目の一般管理費につきましては、人件費を追加するものです。

2款1項の療養諸費及び13ページ、14ページの高額療養費につきましては、上半期の給付費の支出実績に基づきまして支出動向を精査いたしまして、追加または減額させていただくものでございます。

2款4項1目の出産育児一時金につきましては、実績の見込みによりまして8件分を追加させていただくものでございます。

15、16ページをお開き願います。3款1項1目の後期高齢者支援金につきましては、ゼロ歳から74歳までの被保険者からの保険税と国の負担金を合わせたものを社会保険診療報酬支払基金へ支払い、その後県の広域連合へ納入されるものですが、後期高齢者支援金に係る加入者1人当たりの負担金が増額したことに伴いまして追加するものでございます。

8款1項1目の特定健康診査等事業費ですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者は5年ごとに、5年を1期といたしまして特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとなっております。今年度に1期5年が経過いたしますことから、平成25年度からの計画書策定の委託料を追加するものでございます。

17、18ページをお開き願いたいと思います。11款3項1目の指定公費負担医療費立替金につきましては、70歳から74歳以下の療養費の自己負担割合が2割から1割へ3月まで暫定的に据え置かれていますが、町が立て替えの見込み額を追加するものでございます。

12款1項1目の予備費につきましては、収支の均衡を図るとともに、一般会計の財政支援としての繰り入れをいただくものでございまして、必要額を計上し、減額させていただくものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。
反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終わります。
採決いたします。

議案第41号 平成24年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。
よって、議案第41号は原案どおり可決することに決定いたしました。
ただいまより10時35分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時25分）

再 開 （午前10時35分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第5、議案第42号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。
町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第42号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3,552万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,822万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入では、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び

7 款繰入金につきましては、総務費、保険給付費及び地域支援事業費の増額に伴いまして、それぞれの財源分を追加するものであります。

次に、歳出でございますが、1 款総務費では職員人件費を追加いたします。

2 款保険給付費では、介護サービス等の給付費の見直しに伴いまして追加並びに減額をし、また充当財源を振り替えるものであります。

3 款地域支援事業費の介護予防事業費につきましては、委託料を追加いたします。また、包括的支援事業・任意事業費につきましては、職員の人件費を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 平成24年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第6、議案第43号 町の区域の設定及び字の区域の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第43号 町の区域の設定及び字の区域の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成7年度に舞木土地区画整理組合が設立し、大字舞木と赤岩の一部の区域において区画整理事業が実施されております。事業区域内の大字や字の境界については、従来の不整形な土地の境界や曲がりくねった道路、水路によって設定されておりますが、区画整理事業により、土地や道路の形状が整然と整備されました。区画整理事業の本換地に当たり、整備後の街区道路の形状に合わせて新たな町名の設定と字の区域を変更したい旨、区画整理組合から申し出がありましたので、このたび地方自治法第260条第1項の規定により、町及び字の区域と名称を変更するものであります。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第43号 町の区域の設定及び字の区域の変更について詳細説明を申し上げます。

説明の中で、法令上の呼び名であります町界、町名という表現がございますが、それぞれ大字界、大字名ということでご理解願えればと思います。

平成7年度より行われてきました舞木土地区画整理事業も、平成26年度事業完了に向け、いよいよ終盤に入り、平成25年度に換地処分を行う予定をしております。区画整理で道路や宅地の形状が整然と整備されたことで、現在の町界と新しい道路や街区の形状が整合しない状態となっております。この町界をそのまま残した場合、新しい宅地の中に町界が残ってしまい、区画整理後の土地の町名や住所に問題が生じてしまいます。このような問題を解消するため、町界の見直しを行い、区画整理で整然と整備された街区道路の形状に合わせて、新たな町名の設定と字の区域を変更したい旨、区画整理組合から申し出がありました。

新しい町名については、区画整理組合で区画整理区域内にお住まいの皆様へアンケート調査を実施し、アンケート結果を踏まえ、区画整理組合の理事会、総代会での検討を重ねた結果、この変更案につきまして、お知らせ通知の発送及び説明会を開催させていただきまして決定されたものであります。新しい町名をつける特徴といたしましては、土地の地番が1番から振り直されることとなります。

なお、現在お住まいの方は、行政区の変更や隣組等のおつき合いについての変更はありません。

詳細につきましては、お手元に配付させていただきました議案書の最後の3枚、A3見開きで図面が添付してございますが、1枚目の変更位置図をご覧いただきたいと思っております。変更区域、千代田町舞木土地区画整理事業区域と表示してあります赤色で着色した区域が、今回該当する変更区域となります。

2枚目の変更概略図をご覧いただきたいと思っております。青色実線が区画整理地区の区域となります。黒色の一点鎖線及び破線がそれぞれ現在の町界、字界となりますが、これを赤色の一点鎖線で表示してありますように、従来の舞木、赤岩の町界に近い、できるだけ影響の少ない街区道路の位置とし、町名についてもアンケート結果等を踏まえ、これまで本区域で使用されてきた舞木、赤岩になじむ新

しい町名として、西側部分、⑧、大字舞木字檜原、⑪、字野分、⑭、字駒形、⑱、字城下、②、大字赤岩字北権現、⑤、字南権現、⑦、字熊野、⑳、字上桧内の区画整理区域について「舞木東」と変更し、東側部分の①、大字赤岩字北権現、④、字南権現、⑥、字熊野、⑩、大字舞木字野分、⑬、字駒形、⑰、字城下の区画整理区域について赤岩西と変更するものであります。また、区画整理区域西側の既存道路部分⑨、大字舞木字檜原、南側の道路や換地部分⑯、字駒形については、隣接する字柳原、字城下とするものであります。

該当する地番につきましては、1ページの変更調書が赤岩西に、2ページから4ページの変更調書が舞木東に変更となる現地番となります。また、5ページが字柳原、6ページが字城下に変更となる現地番となります。

最後のページに変更図も添付してございますので、ご覧いただければと思います。

最後となりますが、今回の町の区域の設定及び字の区域の変更についての効力は、議決をいただきましたならば、法務局との協議や組合員、住民の皆様への周知を行い、土地区画整理法第103条及び104条の規定に基づき、換地処分の公告の翌日からとなります。舞木土地区画整理組合では、この換地処分の公告を平成26年の1月ごろを予定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。町名、字の変更についてご質問申し上げます。

A3の用紙で一番最後、色刷りで添付してある図面なのですが、番地が振ってあります。道路も水路も書いてあるのですが、一番この当該地に近いところに住んでいる私でも、なかなかこのアウトラインがぴんと来ない図面でございます。できますれば、これを説明図としてもう一枚つけ加えていただいて、A3ではなくてA2ぐらいの図面で、番地名、それと一番わかりやすい、例えば神社ですとか病院ですとか商工会とか、そういう公共の名前を入れて、どこからどこがどのように変更になるのか、町民の皆様にはわかりやすい地図をつくっていただくことはできないものでしょうか。多分ここに居並ぶ議員諸君も、なかなかぴんと来ないものがあるかと思うのです。そのように疑問を思いますので、説明用の図面をつくっていただけないかどうか。ここに書いてある地番、番地ですね、とても読めないです。眼鏡を一生懸命ずらして見てみたのですが、よくわかりません。

以上、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 坂部議員のご質問でございますが、図面のほうもなるべくコンパクト

トにおさまるような形で、A3ということで用意させてもらったのですが、見えにくいということであれば、大きくしたものを配付させていただきたいと思います。あとはわかりやすく、このほかに現の区画整理の街区道路とか入ったものも一緒に添付させて、どこからどこまでとわかりやすいようなものをお配りさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今課長のほうからそういうご説明をいただきました。確かにコンパクトにという体裁がいいのです。ですが、機能的なものでなくてはいけないのです。こういう配付していただいた書類が読めなければ意味がないのですよ。では、はがきサイズにしたらコンパクトですばらしいでしょう。意味がないのです。やっぱり書いてあることがよく理解できて読めて、賛同が得られるような資料をつくるのが望ましいかと思いますが、この辺についてお伺いします。

それで、あわせてできるならば、簡単にコピーできるかと思っておりますので、きょうこの席へ追加配付していただければありがたいと思っています。討論に入る前に。その辺お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 追加配付のほうは対応させていただきたいと思います。討論に入る前に配っていただけないかということなのですけれども、ちょっと大きくプリントアウトする時間等もございますので、ちょっと時間を要してしまうので、すぐに配っていただきたいということであれば、ちょっとお時間をいただくような形になってしまうのですが。後でよろしければできるだけ速やかに配付したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） これを検討するよということでございますが、地図を検討するのに読解できません。見えないです、数字が小さくて。健常人の皆さんならいざ知らず、ちょっと私には不都合がございますので、できれば速やかに配付していただけないかお伺いします。

○議長（細田芳雄君） これは、課長の答弁ではなくて、議員の皆様にお諮りいたします。

すぐ配付がよろしいか、もしくはこの討論後に配付でよろしいかお諮りします。

すぐ配付がよろしいという方の挙手をお願いします。

[挙手少数]

○議長（細田芳雄君） 挙手1名ですので、この討論、採決の後に配付するようにいたします。

3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 結論につきましては、今議長採決でそれに従いますが、議員の皆さんに申し上げます。

この地図は具体的に理解できるのですか。どこの路線が、あるいはここに書かれているお住まいの方が、この地図のどこに住んでいるのかご理解いただいてこれを承認とするのかどうか、その辺伺いたいのです。ですから、理解した上でこれから討論するならいいのですが、理解できない図面で討論

しても意味がないと思ったので、申し上げたのです。ただ、もう既に議長採決が終わったことですから、これ以上の質問、提案は中止します。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 日程第6、議案第43号の質疑のある方はおりませんか。

4番、襟川仁志君。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） ちょっとわからないので、質問させていただきます。

A4版、大きい図面の2枚目ですか、変更概要図、左側の変更対照表、変更前と変更後とあるのですが、変更前、大字名と字名、変更後が町名と字名ということなのですが、大字がなくなるといことなのでしょうか、それとも大字が新しくできるのでしょうか、その辺がちょっとわからないので、住所がどういうふうになるのか、千代田町大字舞木東というふうになるのかちょっとよくわからないので、その辺ちょっともう一回説明をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 襟川議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの変更概要図に左上のほうに書いてある対照表というのが、変更前というのが、現在の例えば大字赤岩北権現という地区になるのですが、それが変更後で赤岩西あるいは舞木東というような町名となります。これは、この町名というのが、ちょっと説明の中でさせてもらったとおり、これは大字名ということでご理解願えればと思います。従いまして、変更後は、例えば舞木東というところであれば、千代田町、大字はなくて舞木東何番地何号とかと、そういった表示になろうかと思えます。地番につきましては、今後法務局のほうと協議調整がございまして、現在のところ例えば何番地の幾つになるとか、何丁目何番何号になるとか、ちょっとその辺はまだ決定しておりませんので、いずれにしても地番につきましては、大字が変わることによりまして1番地から振り直すことができるということになりますので、区域内はわかりやすい番地になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） そうしたならば、大字名と番地もそっくり変わる可能性があるということですね。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 先ほどちょっと、わかりやすく説明で、大字が舞木東とかとなりますよということなのですが、法令的に言うと、大字というのがなくなって、千代田町舞木東というふうな形なのですが、わかりやすく自分も説明したつもりなので、そういうことでご理解いただければと思います。正式に言うと大字がなくなることです。

あとは何でしたか。

[「番地のほうは全部、同じ番地だという」と言う人あり]

○建設水道課長（石橋俊昭君） 済みませんでした。番地のほうも新しく全部振り直されますので、区画整理区域内にお住まいの皆様方は全て番地が変わりますということです。

今回町界のほうも変わらなかったとしても、現在の従前の地番で、区画整理法によって法務局のほうも登記簿とかが閉鎖状態になります。従前の地番で区画整理組合のほうで仮換地というので管理しているのですけれども、そうすると当然今の住んでいる場所と、もとあった土地がまるっきり違う場所とかも当然出てきます。それで、新しく番地を振ってその辺を整理していくということです。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 大字がなくなるということなのですからけれども、そうすると千代田町で大字があるところとないところが出てくるということですよ。この大字がどういう意味があるのかちょっとわからないのですけれども、その辺今後統一されたほうがいいかなというふうに思っているのですけれども。

以上です。

○議長（細田芳雄君） もう一回答弁ですか。

○4番（襟川仁志君） では、その辺ひとつ答弁をお願いします。

○議長（細田芳雄君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 舞木土地区画整理で事業区域が今回そのような形になるのですが、ほかの区域については、先ほど襟川議員がおっしゃられたとおり、大字何がしという名前が残ります。今後統一とか、その辺というのですけれども、区画整理のほうは、そういう区画整理事業によって整然と街区が整備されたということで、アンケートとか組合の理事会、総代会で諮った中で、新しい町名をつけるのが区域内がわかりやすくいいだろうという判断になったもので、この区域に限って、そういった組合のほうで決定をされたことなので、ほかの区域については今後どうなるかというのは、私のほうでこうなりますというのはちょっと言えないのですが、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 今回の町名、字界の変更につきましては、区画整理地内に限定されたものでありますので、建設水道課長のほうで説明しておりますが、町全体のこととなりますと総務のほうになります。明和町におきましては、大字を取って今使っております。取るのは簡単なのですけれども、これによって大きな影響がいろいろ出てきます。例えば住民票から戸籍から登記所の登記簿から、全て訂正しなくてははいけない。それから、個人の方ですと免許証ももちろんですけれども、会社等されている方等もいろいろ全部、判こから何から全部変わってくるという部分もございまして、これは大きな経費もかかる事業になってきます。区画整理の中については、これはやらざるを得ないので、やるというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 町の区域の設定及び字の区域の変更について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（細田芳雄君） 挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから12日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、12日まで休会といたします。

なお、10日月曜日は総務文教常任委員会、11日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開催いたしますので、よろしく申し上げます。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時04分）

平成24年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年12月13日（木）午前9時開議

（その1）

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

日程第 3 発議第5号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 4 発議第6号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君

環境保健課長	野村真澄君
経済課長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	宗川正樹君
教育委員会 教務局長	高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井和男
書記	小林良子
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議員派遣の件

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（細田芳雄君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（細田芳雄君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3及び日程第4を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○発議第5号、発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） お諮りいたします。

日程第3、発議第5号及び日程第4、発議第6号は、関連がございますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、発議第5号及び日程第4、発議第6号の以上の2件を議題といたします。
書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、富岡芳男君。

〔9番（富岡芳男君）登壇〕

○9番（富岡芳男君） それでは、申し上げます。発議第5号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例及び発議第6号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第5号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、既に配付された「地方議会人」にも記載がありましたように、今年の9月5日に地方自治法の一部を改正する法律の公布により、同日施行（一部同日から起算して6カ月を超えない範囲において施行はありますが）されました。

今回の地方自治法の一部改正では、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について改正が行われておりますが、その中で委員会における規定の簡素化が示されております。これまで委員会に関しましては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされておりましたが、改正法により1つの条文により統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴う改正でございます。

このため、全国町村議会議長会では、標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の改正が行われることになりましたので、千代田町議会委員会条例についても、標準町村議会委員会条例と整合性を図る必要がありますので、関係する条文の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますが、お手元に配付された資料の発議第5号資料、千代田町議会委員会条例新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案となっておりますが、第7条のアンダーラインが引いてあるところが改正箇所でございます。従来第7条は4項で構成されておりますが、今回の改正で新しく3項が追加されました。従いまして、従来の第1項から第4項は、それぞれ3項ずつ繰り下げられることになりました。

以上が発議第5号の提案理由であります。

続きまして、発議第6号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この改正につきましては、発議第5号と同じく、今回の地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、全国町村議会議長会により標準町村議会会議規則の一部改正が示されましたので、これに基づき、千代田町議会会議規則につきましても整合性を図るため改正を行うものであります。

改正の内容を申し上げますが、お手元に配付された資料の発議第6号資料、千代田町議会会議規則新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案となっておりますが、アンダーラインが引いてあるところが改正箇所であります。

初めに、73条第2項の改正ですが、地方自治法の条文が改正されることに伴う改正でございます。

次に、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、新しく2章7条を追加するものであります。第13章の次に新しく2章が、また第116条の次に7条がそれぞれ追加されますので、従来の第14章以下は2章ずつ、条文の第117条以下は7条ずつ繰り下げられるものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（細田芳男君） 説明が終わりましたので、発議第5号及び発議第6号の案件について1件ずつ処理をいたします。

まず、発議第5号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

次に、発議第6号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者に対し質疑を許

します。

質疑はありませんか。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） それでは、発議第6号について1件だけ伺います。

第120条3項にあります、「公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる」ということが条文でうたっています。具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳男君） 9番、富岡芳男君。

○9番（富岡芳男君） このことについては、いろいろ事例というのか、予想されます。最終的には、議長の権限で議長が判断することですので、具体的にここがこういうのだ、ここはああいうのだということは言えないと思います。

以上です。

○議長（細田芳男君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 具体的という言葉が適当かどうかわかりませんが、議会規則いろいろございますけれども、ある程度は歯どめとして条文というか言葉があるかと思っておりますけれども、提案者が議長がどうのこうのと言っているのですけれども、ある程度の線引きができないと判断ができないのではないかと思いますので、その辺についてもう一度伺います。

○議長（細田芳男君） 9番、富岡芳男君。

○9番（富岡芳男君） 条文というのは、その書いてある範囲、その言われたとおりだけの話でありまして、私とその条文についてどうこう言う、私的な考えというのは挟めないものだと思っております。

以上です。

○議長（細田芳男君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 今の発言を受けまして、具体的にも言えないということで、想像的というのですか、議長によっていろいろ制約ができるのかどうか、それでいいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（細田芳男君） 9番、富岡芳男君。

○9番（富岡芳男君） 大前提は、この議会というのは、いろいろ規則はありますけれども、最終的には議長の判断だと思います。何回も言いますが、条例そのものというのはそこまでの話でありまして、具体的にこういうことはどうだ、ああいうことはどうだということは、前例集とか、そういうので決まっている、そういうところからまた制約が出てくるとは思いますけれども、この条例につきましては、そういう個々の判断というのは求めていないと思います。でありますので、具体的には申し上げられません。

○議長（細田芳男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（細田芳男君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 平成24年第4回議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6日から本日まで、多数の案件につきまして終始熱心にご審議を賜り、ご提案申し上げた全議案につきましてご承認をいただき、心からお礼を申し上げる次第でございます。その間、お寄せいただきました意見、ご要望につきましては、今後事務事業に役立ててまいりたいと存じます。

さて、この1年を振り返りますと、我が千代田町は、4月にめでたく町制施行30周年記念を迎えました。記念式典やコンサートを初めさまざまな記念事業を実施し、町民の皆様とともに町の発展を祝うことができましたことは、行政を預かる者として非常にうれしく思うと同時に、これからも本町が輝かしい歴史を刻み続けていくことを強く願うものであります。

現在、国政においては第46回衆議院総選挙の選挙期間中であり、今週末の16日には投開票が行われます。今回の選挙では、原子力発電を含むエネルギー政策や消費税引き上げを柱とする社会保障・税一体改革などが争点と言われております。しかし、このほかにも景気回復や震災復興、そして外交、安全保障政策など政治課題が山積している状態であり、我々国民は、それらの一日も早い解決をこれ

から政治に期待するところであります。

本町といたしましては、混迷をきわめているこのようなときこそ、豊かな町民の暮らしと明るい未来を手にするために、地に足のついた施策を着実に推し進め、優しさとぬくもりを感じられる事業の実現に全身全霊を傾けてまいる所存であります。どうか議員の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところあとわずかになりました。寒さ厳しき折から、くれぐれもご自愛いただき、新たな気持ちで新年をお迎えになりますことと、平成25年が千代田町と千代田町民にとり、よりよき年となりますようご祈念いたしまして、閉会に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（細田芳男君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日から本日までの8日間の日程で、今年最後のとなります平成24年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間、議員各位には終始熱心にご審議をいただき、上程された諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

今年を振り返ってみますと、3月の改選により新しい議員が加わり、委員会構成も一新されました。また、一般質問においても広く質問ができるようになったことや、町民のための議会を目指し、毎月議会改革推進特別委員会の会議が持たれるようになったことは、大きな改善点の一つであったと思います。

議会と町当局は、それぞれ立場の違いはありますが、町民の幸せを願う気持ちには変わりはありません。互いに理解と協力のもと、安全・安心のまちづくりを進めていかなければならないと、そのように思っておるところであります。

3日後には国政選挙の投票が行われます。政権の動向が気になるころではございますが、新政権には、国民の生活を第一に考え、国が抱える大きな課題の解決に迅速に取り組んでいただきたいと願うところであります。

今定例会も、会期中、各議員から町当局に対し、意見や要望、提案などがありましたが、十分尊重していただき、厳しい財政事情ではありますが、効率よく行政運営に反映していただきますよう、改めてお願いいたします。

結びに、今年も残すところあとわずかとなりました。迎える新年が町民皆様にとりましてよい年でありますように、また千代田町の更なる発展と町当局並びに議員各位のご多幸とご健勝をご祈念いたしたいと思います。

平成24年第4回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時23分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成25年 月 日

千代田町議会議長 細 田 芳 雄

①署名議員 富 岡 芳 男

②署名議員 黒 澤 兵 司